

平成25年11月21日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成25年(行ケ)第10033号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月24日

判 決

原 告	サンワサプライ株式会社
訴訟代理人弁護士	平 野 和 宏
訴訟代理人弁理士	森 寿 夫
同	木 村 厚
被 告	有限会社ケイ・ワイ・ティ
訴訟代理人弁護士	三 山 峻 司
同	井 上 周 一
同	木 村 広 行
同	松 田 誠 司
訴訟代理人弁理士	丸 山 敏 之
同	久 徳 高 寛

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が無効2011-800253号事件について平成24年12月17日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告は、平成12年5月12日、発明の名称を「パソコン等の器具の盗難防止用連結具」とする特許出願をし(特願2000-139328号。甲7)、平成1

6年5月28日、設定の登録(特許第3559501号)を受けた(請求項の数5。甲31。以下、この特許を「本件特許」という。)

(2) 原告は、平成23年12月7日、本件特許に係る発明の全てである請求項1ないし5に係る発明について特許無効審判を請求し、無効2011-800253号事件として係属した(甲37)。

(3) 被告は、平成24年3月8日、本件特許に係る請求項1、2及び5等について訂正を請求した(甲35、36。以下「本件訂正」という。)

(4) 特許庁は、平成24年12月17日、「訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、平成25年1月8日、原告に送達された。

(5) 原告は、平成25年2月5日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

(1) 本件訂正後の本件特許に係る特許請求の範囲の記載は、次のとおりである(以下、本件訂正後の本件特許に係る発明を請求項の番号に従って「本件発明1」、「本件発明2」などといい、また、本件特許に係る明細書(甲36)を「本件明細書」という。)

【請求項1】 パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入される盗難防止用連結具であって、

主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持され、

主プレートは、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え、

補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合したスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片を挟んで重なり、逆向きにスライドさせたときに、差

込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された一对の回止め片とを
具え、

主プレートと補助プレートには、補助プレートを前進スライドさせ、差込片と回
止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されていること
を特徴とするパソコン等の器具の盗難防止用連結具。

【請求項2】パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリッ
トに挿入され、固定構造物への連結用ケーブルとパソコン等の器具とを繋ぐ盗難防
止用ケーブルの連結具であって、

主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライ
ド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持され、

主プレートは、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の
先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え、

補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿
ってスライド可能に係合したコ字状のスライド板と、該スライド板を差込片の突出
方向にスライドさせたときに、差込片を挟んで重なり、逆向きにスライドさせたと
きに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された一对の回止
め片とを具え、

主プレートと補助プレートには、補助プレートを前進スライドさせ、差込片と回
止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されており、

該係止部にケーブルを取り付け、又は錠を用いてケーブルを連結することを特徴
とするパソコン等の器具の盗難防止用連結具。

【請求項3】補助プレートのスライド板は、コ字状に形成され、凹部空間に主プレ
ートがスライド可能に嵌められ、主プレートのベース板は、前記スライド板よりも、
幅広く形成されている請求項2に記載のパソコン等の器具の盗難防止用連結具。

【請求項4】主プレート又は補助プレートの一方には、プレートのスライド方向に
対して直角に側方に向けて開口する切り込みが開設されており、他方のプレートに

は、前記切り込みのスライド移行路に対向した領域に切り込みが開設されており、該切り込みは、主プレートと補助プレートに対して前進スライドさせたときに前記切り込みの開口と一致する開口を有し、主プレートと補助プレートに対して後退スライドさせたときに、切り込みの開口を閉じる爪が形成されている請求項1乃至請求項3の何れかに記載のパソコン等の器具の盗難防止用連結具。

【請求項5】スライド板はコ字状であって、主プレートがスライド可能に嵌まる凹部空間を形成し、係止部は、差込片と回止め片とを重ねた状態のときに一致して貫通するようにベース板とスライド板に開設された孔であり、該孔に錠又はケーブルを通すことによって、主プレートと補助プレートとの相対的なスライドを妨げて固定される請求項1乃至請求項4の何れかに記載のパソコン等の器具の盗難防止用連結具。

3 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書写しのとおりである。要するに、①本件発明1, 2及び5は、下記アの先願明細書1に記載された発明と同一であるとはいえず、その特許は、特許法184条の13で読み替えられた同法29条の2の規定に違反してされたものではないから、同法123条1項2号に該当せず、原告主張の無効理由1（拡大先願違反）は理由がない、②本件発明1, 2及び5は、下記ウの引用例1に記載された発明及び周知技術又は下記オの公知文献に記載された技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、その特許は、特許法29条2項の規定に違反してされたものではないから、同法123条1項2号に該当せず、原告主張の無効理由2（進歩性欠如（その1））は理由がない、③本件発明1, 2及び5は、下記エの引用例2に記載された発明及び周知技術又は下記オの公知文献に記載された技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、その特許は、特許法29条2項の規定に違反してされたものではないから、同法123条1項2号に該当せず、原告主張の無効理由2（進歩性欠如（その2））は理由がない、④本件発明1ないし5は、発明の詳細な説明に記載したもの

であり、本件特許は、特許法36条6項1号に規定する要件を満たさないものに対してされたものではないから、同法123条1項4号に該当せず、原告主張の無効理由3（サポート要件違反）は理由がない、⑤本件発明1ないし5は、特許を受けようとする発明が明確であり、本件特許は、特許法36条6項2号に規定する要件を満たさないものに対してされたものではないから、同法123条1項4号に該当せず、原告主張の無効理由4（明確性要件違反）は理由がない、⑥本件発明1ないし5について、本件明細書の発明の詳細な説明の記載は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであり、本件特許は、平成11年法律第160号による改正前の特許法36条4項に規定する要件を満たさないものに対してされたものではないから、同法123条1項4号に該当せず、原告主張の無効理由5（実施可能要件違反）は理由がない、というものである。

ア 先願明細書1：国際出願（PCT/US00/28708号）及び明細書の翻訳文（甲1。出願日：平成12年（2000年）10月17日、甲2（先願明細書2）に基づく優先権主張日：同年3月22日）

イ 先願明細書2：米国特許出願（09/532382号）優先権証明書及び明細書の翻訳文（甲2。出願日：平成12年（2000年）3月22日）

ウ 引用例1：特表平10-513516号公報（甲8）

エ 引用例2：米国特許第6038891号明細書及び翻訳文（甲11。発行日：平成12年（2000年）3月21日）

オ 公知文献：特表平10-508917号公報（甲9）

(2) 本件審決が認定した先願明細書1（甲1）に記載された発明（以下「先願発明」という。）、本件発明1と先願発明との一致点及び相違点、本件発明2と先願発明との一致点及び相違点並びに本件発明5と先願発明との相違点は、次のとおりである。

なお、以下において、先願明細書1の記載を引用する際に付する番号は、別紙1

の図（F I G． 1）等に記載された部材等の番号であり，先願明細書 1 記載の図 1 は，別紙 1 記載の図（F I G． 1）である。

ア 先願発明

ラップトップ・コンピュータもしくは P D A 等の携帯式機器 1 2，あるいはデスクトップ・コンピュータ・システムのコンポーネント，あるいは他にいずれか静置したい機器にケーブル 1 1 を固定するための盗難防止用装置 1 0 であって，

相補的形狀，例えば L 字状の第 1 部材（外側部材） 1 3 およびそれに結合される相補的形狀，例えば L 字状の第 2 部材（内側部材） 1 4 を含み，

第 1 および第 2 部材 1 3， 1 4（本件審決の「 1 5」は明らかな誤記である。）は相互に結合され，その結合は，第 1 部材内 1 3 に形成されたスロットまたは溝 2 1，および第 2 部材 1 4 に結合されスロットまたは溝内に摺動自在に配置されるリベット 2 2 により達成され，それによって，第 1 部材 1 3 と第 2 部材 1 4 の間の相對運動を可能としており，

第 1 部材 1 3 では，實質的に T 字形のロック部材 1 5 が第 1 部材 1 3 の底辺 1 6 から突出し，

第 2 部材 1 4 では，實質的に真直な 1 本のピン 1 7 が第 2 部材 1 4 の底辺 1 8 から突出し，第 2 部材 1 4 は，第 1 部材 1 3 に対して，第 1 部材 1 3 のロック部材 1 5 の突出方向に沿って摺動可能に係合しており，第 2 部材 1 4 をロック部材 1 5 の突出方向に摺動させたときに，ロック部材 1 5 と重なり，逆向きに摺動させたときに，ロック部材 1 5 との重なりが外れるように，前記ピン 1 7 がなされており，

第 1 および第 2 部材 1 3， 1 4（本件審決の「 1 5」は明らかな誤記である。）とも，部材内に形成された孔 2 0（孔 2 0 a， 2 0 b， 2 0 c および 2 0 d）を含み，

使用に際しては，静置したい機器の外側壁 4 1 に形成されたスロット 4 0 内にロック部材 1 5 が挿入され，

装置 1 0 が約 9 0 度回転されると，ロック部材 1 5 は實質的に T 字形であるため，ロック部材 1 5 は，この回転状態では，スロット 4 0 から取り外すことができず，

さらに、第2部材14を第1部材13に対して摺動させることにより、ピン17をロック部材15に沿ってスロット40内に延ばすことができ、ピン17がスロット40内にある状態では、装置10を90度回転させることができず、ロック部材15をスロット40から取り外すことができないロック状態となり、

また、第2部材14を第1部材13に対して摺動させることによって、ピン17がスロット40内に挿入され、ピン17とロック部材15とを重ねた状態で、第2部材14と第1部材13の孔20（孔20a、20b、20cおよび20d）同士が整合し、ケーブル11を整合した孔20に挿通することができ、そのケーブル11を机、椅子、キャビネット等、何らかの静止した器具もしくは大型の器具に、あるいは壁に連結されたリングにすらロックもしくは固定することができる、

静置したい機器にケーブル11を固定するための盗難防止用装置10。

イ 本件発明1と先願発明との対比

(ア) 一致点

パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入される盗難防止用連結具であって、

主部材と補助部材とを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両部材は分離不能に保持され、

主部材は、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え、

補助部材は、主部材に対して、前記主部材の差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合したスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片に重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端を突設された回止め片とを具え、

主部材と補助部材には、補助部材を前進スライドさせ、差込片と回止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されている、

パソコン等の器具の盗難防止用連結具。

(イ) 相違点 i

本件発明 1 は、主部材と補助部材の形状がプレートであって、補助部材に設けられた回止め片が、差込片を挟んで重なる一对の回止め片であるのに対して、先願発明は、主部材と補助部材の形状が相補的形状、例えば L 字状であり、補助部材に設けられた回止め片（ピン 17）が 1 本だけである点。

ウ 本件発明 2 と先願発明との対比

(ア) 一致点

パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入され、固定構造物への連結用ケーブルとパソコン等の器具とを繋ぐ盗難防止用ケーブルの連結具であって、

主部材と補助部材とを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両部材は分離不能に保持され、

主部材は、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え、

補助部材は、主部材に対して、前記主部材の差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合したスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片に重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された回止め片とを具え、

主部材と補助部材には、補助部材を前進スライドさせ、差込片と回止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されており、

該係止部にケーブルを取り付け、又は錠を用いてケーブルと連結する、

パソコン等の器具の盗難防止用連結具。

(イ) 相違点 ii

本件発明 2 は、主部材と補助部材の形状がプレートであり、しかも補助部材のスライド板がコ字状であり、また、差込片を挟んで重なる一对の回止め片であるのに対して、先願発明は、主部材と補助部材の形状が相補的形状、例えば L 字状であり、

補助部材のスライド板もL字状であり、また、回止め片が1本だけである点。

エ 本件発明5と先願発明との相違点

(ア) 本件発明5は、本件発明1ないし4のいずれかの構成を含むものであるところ、本件発明5のうち、本件発明1又は2を含む部分は、本件発明1及び2について示した前記相違点i及びiiに加えて、あるいは相違点i及びiiに関連して、次の点で相違する。

(イ) 相違点iii

本件発明5は、補助部材のスライド板は、コ字状であって、主部材がスライド可能に嵌まる凹部空間を形成しているのに対して、先願発明は、補助部材のスライド板は、L字状であって、主部材がスライド可能に嵌まる凹部空間を形成していない点。

(3) 本件審決が認定した引用例1(甲8)に記載の発明(以下「引用発明1」という。)、本件発明1と引用発明1との一致点及び相違点、本件発明2と引用発明1との一致点及び相違点並びに本件発明5と引用発明1との相違点は、次のとおりである。

なお、以下において、引用例1の記載を引用する際に付する番号は、別紙2の図(F I G. 7)等記載の部材等の番号であり、引用例1記載の図7は、別紙2記載の図(F I G. 7)である。

ア 引用発明1

携帯コンピュータ5の壁10に形成されたスロット15を通して壁10と係合自在であり、携帯コンピュータ5の盗難を防止するためのロックインターフェース55であって、

プレート状の固定心棒200と略プレート状のロック心棒240を含み、

固定心棒200は、本体部205を有し、本体部205は、孔210、2つの係合部材215、220、首部225、および頭部230を含み、係合部材215、220は、固定心棒200の垂直2側にそれぞれ形成されており、

ロック心棒240は、本体部245を有し、本体部245は、孔250、2つの係合部材255、260、および1本のロックピン265を含み、ロック心棒240の湾曲部が係合部材255、260を形成しており、

操作時に、使用者は、固定心棒200の頭部230を壁10のスロット15と整合させて、頭部230をスロット15へ挿入し、ついで、固定心棒200を回転させて、頭部230とスロット15を不整合にすることにより、頭部230と壁10の内面20とが係合し、それによりロックインターフェース55のコンピュータ5からの除去を阻止し、続いて、ロック心棒240のロックピン265をスロット15へ挿入して、固定心棒200の頭部230とスロット15との再整合を阻止し、このとき、固定心棒200の係合部材215、220が、それぞれロック心棒240の係合部材260、255上を摺動することにより、ロック心棒240と固定心棒200とが係合し、さらに、ケーブル35およびロック40を有するロック機構30を、固定心棒200の孔210とロック心棒240の孔250に挿入して、固定心棒200とロック心棒240との係合を維持し、かつコンピュータ5の定着物への係止に使用する、

携帯コンピュータ5の盗難を防止するためのロックインターフェース55。

イ 本件発明1と引用発明1との対比

(ア) 一致点

パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入される盗難防止用連結具であって、

主プレートと補助プレートを有し、

主プレートは、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え、

補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合し得るスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片と重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片

との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された回止め片とを具え、

主プレートと補助プレートには、補助プレートを前進スライドさせ、差込片と回止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されている、パソコン等の器具の盗難防止用連結具。

(イ) 相違点 1

本件発明 1 は、補助部材に設けられた回止め片が、差込片を挟んで重なる一対の回止め片であるのに対して、引用発明 1 は、1本のロックピン 265（回止め片）を有するにすぎない点。

(ウ) 相違点 2

本件発明 1 は、主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持されており、補助プレートのスライド板は、主プレートに対して、主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合しているのに対して、

引用発明 1 は、主プレートと補助プレートとは、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し得る（補助プレートのスライド板は、主プレートに対して、主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合し得る）ものであるが、両プレートは分離不能に保持されているものではない点。

ウ 本件発明 2 と引用発明 1 との対比

(ア) 一致点

パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入され、固定構造物への連結用ケーブルとパソコン等の器具とを繋ぐ盗難防止用ケーブルの連結具であって、

主プレートと補助プレートを有し、

主プレートは、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え、

補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿

ってスライド可能に係合し得るスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片に重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された回止め片とを具え、

主プレートと補助プレートには、補助プレートを前進スライドさせ、差込片と回止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されており、該係止部にケーブルを取り付け、又は錠を用いてケーブルを連結する、パソコン等の器具の盗難防止用連結具。

(イ) 相違点 3

本件発明 2 は、補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合したコ字状のスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片を挟んで重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された一対の回止め片とを具えるのに対して、

引用発明 1 は、ロック心棒 240（補助プレート）のスライド板は、1本のロックピン 265（回止め片）を有するにすぎず、また、スライド板の形状は、本件発明 2 でいうような作用を有する一対の回止め片を設けることが可能であるような「コ字状」とはいえない点。

(ウ) 相違点 4

本件発明 2 は、主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持されているのに対して、

引用発明 1 は、主プレートと補助プレートとは、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し得る（補助プレートのスライド板は、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合し得る）ものであるが、両プレートは分離不能に保持されているものではない点。

エ 本件発明 5 と引用発明 1 との相違点

(ア) 本件発明 5 は、本件発明 1 ないし 4 のいずれかの構成を含むことを前提としたものであるところ、本件発明 5 のうち、本件発明 1 又は 2 を含む部分は、本件発明 1 及び 2 について示した前記相違点 1 ないし 4 に加えて、あるいは相違点 1 ないし 4 に関連して、次の点で相違する。

(イ) 相違点 5

本件発明 5 は、補助プレートのスライド板は、コ字状であって、主プレートがスライド可能に嵌まる凹部空間を形成しているのに対して、

引用発明 1 は、ロック心棒 2 4 0 (補助プレート) は、図 7 をみても明らかなように、本体部 2 4 5 とその両側の係合部材 2 5 5, 2 6 0 とからなり、固定心棒 2 0 0 (主プレート) がスライド可能に嵌まる凹部空間を形成しているといえるが、全体形状 (断面形状) がコ字状といえるか明らかでない点。

(4) 本件審決が認定した引用例 2 (甲 1 1) に記載の発明 (以下「引用発明 2」という。), 本件発明 1 と引用発明 2 との一致点及び相違点, 本件発明 2 と引用発明 2 との一致点及び相違点並びに本件発明 5 と引用発明 2 との相違点は、次のとおりである。

なお、以下において、引用例 2 の記載を引用する際に付する番号は、別紙 3 の図 (F I G. 9 A ~ 9 C) 等記載の部材等の番号であり、引用例 2 記載の図 9 A ないし 9 C は、別紙 3 記載の図 (F I G. 9 A ~ 9 C) である。

ア 引用発明 2

携帯コンピュータ、デスクトップコンピュータ等の盗難にあう機器 1 3 に連結するための器具であって、

機器 1 3 の外殻 1 7 にセキュリティスロット (1 5 または 1 9) を含んでなり、前記器具は、挿入プレート 1 とサドル 3 とを備え、

挿入プレート 1 は、

第 1 の平面を形成し中子取付け端を有するタブ 2 と、

末端及び中子取付け先端を有し、前記中子取付け先端は、前記第 1 の平面に取り

付けられ前記中子取付け端から突出し、前記中子取付け先端に最も近い前記中子取付け端にスロット進入押さえを形成した中子 7 と、

前記中子 7 の前記末端に取り付けられ、かつ前記セキュリティスロットの寸法に相補的な周囲形状を有し、ロック解除状態のときに前記セキュリティスロットへ挿入され前記スロットから引き出され、ロック状態のときに外殻 1 7 の内側面へ係合させるように適合されたロック部材 1 5 と、

を備え、

前記サドル 3 は、前記タブ 2 に合わさる大きさであり、

前記サドル 3 は、

それぞれが合わせ面及びピン取付け端を有する 2 つのフラップ 3 0、3 0 と、

前記 2 つのフラップ 3 0、3 0 を結合し、前記 2 つのフラップ 3 0、3 0 とで実質的に U 字形を形成するように適合されたブリッジ部と、

前記第 1 の平面と平行な第 2 の平面に結合され、フラップ 3 0、3 0 の前記ピン取付け端からそれぞれ突出し、ロック状態のときに、前記ロック部材 1 5 に隣接して前記セキュリティスロットに挿入されるように適合された 2 つのピン 3 4、3 4 と、

を備え、

器具の組み立て状態では、サドル 3 は挿入プレート 1 上を無理なくスライドするもので、

器具を機器 1 3 に取り付けるときは、

前記ロック部材 1 5 が前記セキュリティスロットへ挿入され、かつ、挿入プレート 1 が回転することで、前記ロック解除状態から、前記ロック部材 1 5 が外殻 1 7 の内側の表面に係合するロック状態へ、前記ロック部材 1 5 が移行し、

前記サドル 3 が、前記タブ 2 に対抗する側である前記フラップ 3 0、3 0 の前記合わせ面に係合する前記タブ 2 を覆って合わさり、かつ、ピン 3 4、3 4 がロック部材 1 5 に隣接して挟み込むように、前記ピン 3 4、3 4 が前記セキュリティスロ

ットへ挿入されることにより、前記ロック部材 1 5 の前記ロック解除状態への移行を妨げ、

前記タブ 2 と前記サドル 3 は、前記サドル 3 の前記タブ 2 への合わさりを維持する取付け機構 1 1, 1 4 を含み、前記取付け機構 1 1, 1 4 は、前記タブ 2 及び前記フラップ 3 0, 3 0 が開口を形成する部分を含み、これら 2 つの開口をあわせるとケーブル又は南京錠のアーム（対象物）を挿入することができ、連結又はロック状態からの器具の取り外しや解除を実質的に不可能にするものであり、

盗難にあう機器 1 3 に連結した当該器具にケーブル 2 1 を挿入するか、又は当該器具に南京錠 2 3 のアームを挿入しさらに当該アームにケーブル 2 1 を挿入して、ケーブル 2 1 を不動のポール 2 5 に取り付ける

携帯コンピュータ、デスクトップコンピュータ等の盗難にあう機器 1 3 に連結するための器具。

イ 本件発明 1 と引用発明 2 との対比

(ア) 一致点

パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入される盗難防止用連結具であって、

主プレートと補助プレートを有し、

主プレートは、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方に向けて突設された抜止め片とを具え、

補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能であるスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片を挟んで重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された一对の回止め片とを具え、

主プレートと補助プレートには、補助プレートを前進スライドさせ、差込片と回止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されている、

パソコン等の器具の盗難防止用連結具。

(イ) 相違点 a

本件発明 1 は、主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持されており、補助プレートのスライド板は、主プレートに対して、主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合しているのに対して、

引用発明 2 は、サドル 3 (補助プレート) は、タブ 2 (挿入プレート 1 (主プレート) のベース板) に合わさる大きさであり、器具の組み立て状態では、サドル 3 は挿入プレート 1 上を無理なくスライドするものであり、サドル 3 が、タブ 2 に対抗する側であるフラップ 30、30 の合わせ面に係合するタブ 2 を覆って合わさり、かつ、ピン 34、34 がロック部材 15 に隣接して挟み込むように、ピン 34、34 がセキュリティスロットへ挿入される点。

ウ 本件発明 2 と引用発明 2 との対比

(ア) 一致点

パソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入され、固定構造物への連結用ケーブルとパソコン等の器具とを繋ぐ盗難防止用ケーブルの連結具であって、

主プレートと補助プレートとを有し、

主プレートは、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え、

補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能であるコ字状のスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片を挟んで重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された一对の回止め片とを具え、

主プレートと補助プレートには、補助プレートを前進スライドさせ、差込片と回止め片とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部が形成されており、

該係止部にケーブルを取り付け、又は錠を用いてケーブルを連結する、パソコン等の器具の盗難防止用連結具。

(イ) 相違点 b

前記イ(イ)の相違点 a と実質的に同じ。

エ 本件発明 5 と引用発明 2 との相違点

前記イ(イ)及びウ(イ)の相違点 a 及び b と実質的に同じ。

(5) 本件審決が認定した公知文献(甲 9)に記載の技術(以下「甲 9 技術」という。)は、次のとおりである。

なお、以下において、甲 9 の記載を引用する際に付する番号は、別紙 4 の図(F I G. 4)等記載の部材等の番号であり、甲 9 記載の図 4 は、別紙 4 記載の図(F I G. 4)である。

甲 9 技術

長い平行の側片 7 4 と短い平行の側片 7 5 からなるほぼ矩形の溝 7 2 が設けられた外壁 7 0 を有する持ち運び可能なパーソナルコンピュータのような備品に連結し盗難を阻止するための安全装置 1 0 の取り付け機構 1 2 であって、

内部円筒状空洞 3 8、一対の開口 1 6、開口 4 1、立上がり開口 4 2 を有するハウジング 3 6 と、

ハウジング 3 6 の円筒状空洞 3 8 の内部に嵌まる円筒状部分 4 8、操作プレート(立上りプレート) 5 0、ハウジング 3 6 の開口 4 1 を通って外側に延びて末端に交差部材 5 4 を設けたシャフト 5 2、円筒状部分 4 8 の周囲の約 2 5 % に延びて設けられた溝 6 6、円筒状部分 4 8 を通る横断開口 6 8 を有するスピンドル 4 6 と、

ハウジング 3 6 の円筒状内部空洞の内部に受け入れられるようになっている当接プレート 5 8、ハウジング 3 6 の開口を通して外側に延びるようになっている一対のピン 6 0 を備えた当接機構 5 6 と、

当接プレート 5 8 とスピンドル 4 6 とをそれぞれ後方に付勢し交差部材 5 4 をハウジング 3 6 に向って付勢するばね 6 2 とを、

有しており、

取り付け機構 1 2 が組立てられた時、交差部材 5 4 とシャフト 5 2 とは、シャフトのいずれかの側の一对のピン 6 0 と共に開口 4 1 を通りハウジング 3 6 を越えて外側に延びるものであり、

スピンドル 4 6 とハウジング 3 6 との関係については、

ハウジング 3 6 の開口 4 2 に係合されたピン 4 4 は、スピンドル 4 6 の溝 6 6 と係合し、取り付け機構 1 2 はピン 4 4 を取外すことなしには分解できないようになっており、

操作プレート 5 0 によりスピンドル 4 6 が回転されて、スピンドル 4 6 の円筒状部分 4 8 を通る横断開口 6 8 が、交差部材 5 4 がピン 6 0 とは整列しなくなった時、ハウジング 3 6 の開口 1 6 と整列し、

スピンドル 4 6 が溝 6 6 の中でピン 4 4 によって可能となるように 90° 回転されることにより、交差部材 5 4 はピン 6 0 と整列され、開口 6 8 は開口 1 6 とは整列されなくなり、

ケーブル 1 8 は、交差部材 5 4 がピン 6 0 と整列しなくなった時、すなわち取り付け機構 1 2 が備品の部材に取付けられた時、整列された開口 1 6、6 8 を通って挿入することが可能となり、ケーブル 1 8 が整列した開口 1 6 と 6 8 を通過することにより、スピンドル 4 6 の回転が効果的に阻止されるものであり、

また、外壁 7 0 の溝 7 2 に対して取り付け機構 1 2 を挿入して取り付けることに関しては、

挿入する前に、スピンドル 4 6 は回転されそれにより交差部材 5 4 がピン 6 0 と整列されるようにし、

次に、交差部材 5 4 は、交差部材 5 4 が完全に壁 7 0 の内側となるまで溝を通して挿入され、

交差部材 5 4 が溝 7 2 を完全に通って挿入されると、スピンドル 4 6 が操作プレート 5 0 によって回転されて、交差部材 5 4 が当接機構 5 6 のピン 6 0 に対し 9

0° 不整列とされ、交差部材 5 4 が溝 7 2 周辺の外壁 7 0 内面に係合して、取付け機構 1 2 が外壁 7 0 の溝 7 2 に取り付けられ、この時に、前記のとおり、ハウジング 3 6 の側壁の開口 1 6 がスピンドルの開口 6 8 に整列するようになり、ハウジング 3 6 を完全に通過する通路が得られ、ケーブル 1 8 は容易に開口 1 6、6 8 を通すことができ、このケーブル 1 8 の存在はスピンドル 4 6 がもとの位置に回転されて交差部材 5 4 を溝 7 2 から取外すのを阻止する、

取付け機構 1 2 において、

円筒状のスピンドル 4 6 の外周面に約 9 0° に渡って形成した溝 6 6 に、円筒状のハウジング 3 6 の内部に突出するように固定したピン 4 4 を係合させて、スピンドル 4 6 とハウジング 3 6 の間の相対的に回転可能な角度を約 9 0° に規制する技術。

4 取消事由

(1) 取消事由 1 「無効理由 1 (拡大先願違反) における本件発明 1、2 及び 5 との実質同一の判断の誤り」

(2) 取消事由 2 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 1 の容易想到性の判断の誤り (周知・慣用技術の適用)」

(3) 取消事由 3 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 1 の容易想到性の判断の誤り (甲 9 技術の係合構造の適用)」

(4) 取消事由 4 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 2 の容易想到性の判断の誤り」

(5) 取消事由 5 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 5 の容易想到性の判断の誤り」

(6) 取消事由 6 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 2) における本件発明 1、2 及び 5 の容易想到性の判断の誤り (周知・慣用技術の適用)」

(7) 取消事由 7 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 2) における本件発明 1、2 及び 5 の容易想到性の判断の誤り (甲 9 技術の係合構造の適用)」

(8) 取消事由 8 「本件発明 1 ないし 5 について無効理由 3 (サポート要件違反) の判断の誤り」

(9) 取消事由 9 「本件発明 1 ないし 5 について無効理由 4 (明確性要件違反) の判断の誤り」

(10) 取消事由 10 「本件発明 1 ないし 5 について無効理由 5 (実施可能要件違反) の判断の誤り」

第 3 当事者の主張

1 取消事由 1 「無効理由 1 (拡大先願違反) における本件発明 1, 2 及び 5 との実質同一の判断の誤り」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、先願発明において、回止め片が 1 本であることが、実施例だけでなく、発明の概要や請求の範囲の独立請求項においても特定されており、1 本の回止め片を用いる技術であると理解されるから、回止め片を 2 本にする余地は先願発明になく、その余地が仮にあったとしても、補助部材に設けられた一对の回止め片が、主部材の差込片を挟んで重なるように構成するためには、主部材と補助部材の形状を、例えば本件明細書の実施例や本件発明 2, 5 のようなコ字状に変更しなければならないが、主部材 (第 1 部材) を単純なプレートにして、補助部材 (第 2 部材) をコ字状に変更することや、主部材 (第 1 部材) を先願発明の L 字状にしたままで、補助部材 (第 2 部材) の形状を複雑に変更することは、設計上の微差の程度を超える大幅な設計変更であり、実質同一とはいえず、さらに、本件発明 1 の効果について、一对の回止め片が差込片を挟んで重なるので、連結具はパソコンのスリットへの一層確実な装着ができ、しかも、差込片を曲げようとする両側からの外力を支持できるという作用効果が期待でき、これは、先願発明における差込片の片側に 1 本の回止め片が重なるだけという構成にはない作用効果であるとして、結局、本件発明 1, 2 及び 5 は、先願発明とは同一であるとはいえないと判断した。

(2) しかし、実施例は先願発明の一例であり、先願発明は実施例に限定されない。

先願明細書 1 にはピンの個数を限定する記載はないし、先願明細書 1 の独立請求項には、1 本のピンを有することは記載されているが、ピンの個数は限定されておらず、これを 1 本に限る意味に解釈することはできない。そして、パソコン等に用いるセキュリティロックの技術分野において、確実なロックは自明な課題である上、一对の回止め片が T 字状の差込片を両側から挟んで重なる構成（回止め片の本数を 2 本とすること）は周知・慣用技術であるし、かかる構成による確実な装着や外力の支持はパソコン等の器具の盗難防止の観点から極めて重要な効果であるから、ピン 1 本の構成については、ピン 2 本の構成の採用を試みる強い動機づけが働く。そうすると、パソコン等に用いるセキュリティロックの技術分野において、上記周知・慣用技術を適用してピンを 2 本にすることを試みれば、何ら創意工夫を要することなく、下側に新たなピンと一体となった第 1 部材を追加した構成が導き出される。

また、第 1 部材及び第 2 部材が L 字状である構成は、先願発明の好ましい実施形態又は 1 つの態様にすぎず、先願明細書 1 は第 1 部材及び第 2 部材の形状を包括的に相補的形状であるとしているから、先願発明においては、第 1 部材及び第 2 部材は L 字状に限定されない。そして、相補的形状及び L 字状形状は、第 1 部材及び第 2 部材の形状を限定したものであり、先願明細書 1 に触れた当業者は、この限定を外した上位概念として、第 1 部材及び第 2 部材に 90 度の曲げを追加していない構成（立ち上がり部のない構成）を認定可能である。したがって、第 1 部材及び第 2 部材が曲げのない平板状の態様は、先願明細書 1 に記載されているに等しい事項である。そして、上記のとおり、下側に新たなピンと一体となった第 1 部材を追加した場合に、上側の第 1 部材と下側の第 1 部材とを一体にすることも周知・慣用技術である。甲 8、9、11、20 及び 24 のいずれにおいても、2 本のピンはそれぞれ別の部材に形成されているのではなく、共通の部材に形成されており、このように上下の第 1 部材をコ字状に一体にすることは、部材の各種変形の一態様にすぎず、周知・慣用技術ないし設計事項を適用することにすぎない。

さらに、先願発明においても、差込片（ピン）と T 字形のロック部材を重ね合わ

せて、抜け防止を図るロック機構は本件発明1と共通している。したがって、先願発明と本件発明1とで、作用効果の差異があっても程度の差異にすぎず、格別な差異ではない。

(3) 以上のとおり、先願明細書1において、第1部材及び第2部材がL字状である構成は、先願発明の好ましい実施形態又は1つの態様であるとされているにすぎず、ピンの本数を2本とする構成（T字状の差込片の両側にそれぞれ1本のピンを配置した構成）は周知・慣用技術である上、上下部材を一体にすることは、周知・慣用技術ないし設計事項にすぎないことから、先願発明に上記周知・慣用技術ないし設計事項を適用することで、何ら創意・工夫を要することなく、本件発明1、2及び5は導き出されるから、相違点iないしiiiは実質的な相違点ではない。したがって、本件審決は、先願発明と本件発明1、2及び5とが実質同一かどうかを判断する際に、先願明細書1の図面に記載された実施例に捉われるとともに、周知・慣用技術の適用を看過し、かつ本件発明1、2及び5の効果の認定を誤ったために実質同一の判断を誤ったものであるから、取り消されるべきである。

〔被告の主張〕

先願発明においては、第1部材と第2部材がL字状の相補的形状であることは先願明細書1の特許請求の範囲に規定された発明の必須構成である。また、実施例（L字状に屈曲）が好ましい実施形態であるとされているときに、敢えて好ましい実施形態を外し、開示されていない形態（直角の屈曲を外す）に挑戦するのは、発明の進歩性の問題であって、特許法29条の2の発明の同一性の判断の問題ではない。さらに、相補的形状であるL字状の部材の上位概念が平板状であるということとはできない。したがって、先願発明には、「相補的形状」あるいは「L字状」との限定を外した「平板状」が個別具体的に開示されているということとはできない。

そして、先願明細書1には、1本のピンを有することが記載されている以上、ピンは1本である。また、原告は、相補的形状あるいはL字状であることを無視し、第1部材及び第2部材のいずれにも先願発明に開示されていない平板状の構成を採

用し、次に下側に第1部材を追加し（しかも、追加された第1部材には新たなピンが設けられている）、さらに上下の第1部材をコ字状に一体にする構成を導き出すことが設計事項にすぎない旨主張するが、これは仮定の積み重ねであって、いかなる記載、示唆等に動機付けられているのか不明であり、理由がない。

また、本件審決が示した、一对の回止め片が差込片を挟んで重なることにより、連結具のパソコンのスリットへの一層確実な装着と、差込片を曲げようとする両側からの外力を一对の回止め片で支持できるという本件発明1の作用効果は、極めて重要な効果であり、これを相違点として認定したことは、正しい判断である。

以上のとおりであるから、本件発明1、2及び5は、先願発明に対して特許法29条の2の関係になく、本件審決に誤りはない。

2 取消事由2「無効理由2（進歩性欠如）（その1）における本件発明1の容易想到性の判断の誤り（周知・慣用技術の適用）」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、前記第2の3(3)イ(ウ)の本件発明1と引用発明1との相違点2について、原告が周知・慣用技術の根拠として挙げた甲12ないし14は、引用発明1の盗難防止用連結具と明らかに技術分野を異にするものであり、当業者が当該技術を引用発明1に適用する動機付けがない、本件で対象とされる盗難防止用連結具は、片手では掴めるが両手でスロット（スリット）に取り付ける操作が困難である程度の小型であって、当業者といえども、試作するなどしてみないと実際の取扱性はわからないものであり、取扱性の確保が保証される見通しを持ってない状況で、周知技術とされる「スライド可能に係合かつ分離不能に構成された二つの部材を有する日用品の技術」（二つの部材をスライド係合して用いる物であって、相対的に所定のスライドをさせて所定の機能を発揮させる物において、スライド操作により所定量のスライドを超えてスライドが進んでしまい、係合が外れて分離してしまうことがあり、この分離を防止するために「抜け止め」（外れ止め）を設ける技術を有する日用品の技術のこと。）をそのまま引用発明1の盗難防止用連結具に適用してみよ

うとは考えないというべきである，本件発明 1 の両プレートが「分離不能」であるとの相違点 2 に係る構成を有することによって，本件明細書に記載の「部品の紛失防止」の効果だけでなく，片手での取付作業における作業性が良好であるとの特有の効果も期待できるのであって，本件発明 1 は，引用発明 1 及び周知・慣用技術に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

(2) しかし，引用発明 1 は，パソコン等の器具に開設したスロット内に挿入される盗難防止用連結具であるが，部材同士をスライド可能に係合させて用いる器具でもある。したがって，引用発明 1 の改良を試みる当業者は，ロック機構の改良を図る観点からは，パソコン等の器具に開設したスロット内に挿入される盗難防止用連結具の技術分野の技術の適用を試みるが，ロック機構以外の改良，例えば取扱性の向上，紛失防止の観点からは，部材同士をスライド可能に係合させて用いる器具についての各種技術の適用を試みるのが可能である。

引用例 1 の図 7 の実施例は，あらかじめ固定心棒 200 とロック心棒 240 とに係合させておいて，使用開始時にそのままロック心棒 240 をスライドさせることにより，両部材の係合を維持したままロックをすることができる。引用例 1 には，どの時点で両部材に係合させるかについては何ら記載がなく，あらかじめ部材同士に係合させることを排除する記載もない。したがって，引用例 1 の図 7 の実施例は，固定心棒 200 とロック心棒 240 とが分離可能な構成であるが，本来の目的であるロックとして使用する際には，両部材がスライド可能に係合することが不可欠であり，両部材が分離を目的としたものではないから，取扱性の向上等のために，分離不能の構造を採用し得る。

そして，盗難防止用の連結具に限らず，分離を目的としない別個独立の部品で構成された器具等において，取扱性の向上，分解防止，紛失防止等は，自明な課題である。甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 の技術は，部材同士をスライド可能に係合させて用いる点が引用発明 1 と共通し，部材同士がスライド可能かつ分離不能に保持されることにより，取扱性の向上，紛失防止が図られているから，引用

発明 1 に適用可能である。殊に甲 5 1 ないし 5 4 には、ピンと長孔（又は長溝）を係合させて、2 部材をスライド可能に係合しかつ分離不能に保持する構造が具体的に図示されており、この構造をそのまま又は適宜変更して、引用発明 1 に適用することは容易である。そして、当業者であれば試作前の段階で、周知・慣用技術の中から引用発明 1 に適用容易な構造を見出すことが可能であり、試作するまでもなく、取扱性の確保が保証される見通しを立てることができる。

また、本件明細書に記載の「部品の紛失防止」の効果は、部材同士を分離不能に保持した場合の自明な効果である。さらに、片手での取付作業における作業性が良好であるとの効果は、長孔とスプリングピンの組み合わせを 2 組として、直線的スライドを確実にした実施例の効果であり、分離不能の構造を限定していない本件発明 1 の態様すべてに奏される効果とはいえない。部材同士を分離不能に保持するというだけでは、取付作業時の部材の外れ防止により、部材同士が分離する構成に比べれば作業性が良好であるとの効果が得られるにすぎない。すなわち、部品の紛失防止や作業性が良好であるとの効果は、部材同士をスライド可能に係合しかつ分離不能に保持するという周知・慣用技術そのものの効果、すなわち当然予測される効果にすぎず、特有の効果であるとはいえない。

以上のとおり、本件審決は、引用発明 1 についての周知・慣用技術の適用の判断及び本件発明 1 の効果の認定を誤り、本件発明 1 の容易想到性の判断を誤ったものであるから、取り消されるべきである。

〔被告の主張〕

引用発明 1 では、固定心棒 2 0 0 とロック心棒 2 4 0 は、常時は分離しており、使用時にだけ嵌め合わされる方式であって、両部材を分離させて使用する構成を採用し、これによって取り付け、取り外しを実現している。甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 は、本来分離しない構造であって、引用発明 1 とは異質の技術であるから、常時は分離していて使用時にだけ嵌め合わされる方式の引用発明 1 に、これらの技術を適用して、引用発明 1 を分離不能に保持され、スライド可能に係合した

方式に変える必然性はなく，引用例 1 にはかかる変更についての記載も示唆もないから，かかる変更には技術の飛躍があり，阻害要因がある。原告は，甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 と引用発明 1 とは部材同士がスライド可能に係合している点で共通すると主張するが，引用発明 1 の部材がスライド可能に係合するのは，使用時のみであって，常時は分離して取り扱われるから，原告主張の共通点はない。

甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 に記載の技術は，引用発明 1 とは技術分野が異なり，引用例 1 にはその適用可能性の記載も示唆もないから，上記技術を引用発明 1 に適用して，本件発明 1 とすることは容易には発想し得ない。

3 取消事由 3 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 1 の容易想到性の判断の誤り (甲 9 技術の係合構造の適用)」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は，前記第 2 の 3 (3) イ(ウ)の本件発明 1 と引用発明 1 との相違点 2 について，甲 9 技術は，取り付け機構 1 2 において，円筒状のスピンドル 4 6 の外周面に約 90° に渡って形成した溝 6 6 に，円筒状のハウジング 3 6 の内部に突出するように固定したピン 4 4 を係合させて，スピンドル 4 6 とハウジング 3 6 の間の相対的に回転可能な角度を約 90° に規制する技術であると認定した上で，引用発明 1 には，円筒状のスピンドルや円筒状のハウジングに相当する部品はないから，引用発明 1 に対して甲 9 技術を具体的にどのように適用すれば，相違点 2 の構成が得られるかを，当業者は理解できず，甲 9 技術に着目することでは，当業者が相違点 2 の構成に容易に到達することはできないと判断した。

(2) 甲 9 技術の係合構造の基本原理は，ピン 4 4 と溝 6 6 とを係合させて，溝 6 6 の長さ及び延在方向の設定により，ピン 4 4 と一体のハウジング 3 6 の可動範囲及び可動方向を設定するというものである。本件審決は，甲 9 技術について，ピン 4 4 及び溝 6 6 による係合構造の採用の結果 (約 90° のスライド，回転移動) を認定したにすぎず，甲 9 の係合構造の基本原理を看過したものである。甲 9 技術の係合構造に触れた当業者にとって，甲 9 技術の係合構造を引用発明 1 に適用するこ

とは容易である。具体的には、引用例 1 の図 7 において、甲 9 技術のピン 4 4、開口 4 2 及び溝 6 6 に相当する構成を追加すれば、両プレートがスライド可能に係合しかつ分離不能である構成が得られる。この構成における甲 9 の図 4 からの変形は、甲 9 技術において周方向に延在した溝 6 6 を直線状に延在させた程度の変形に止まり、甲 9 技術のピン 4 4 と溝 6 6 との係合構造を、引用発明 1 に適用する際に特別な創意工夫は必要とされない。また、引用発明 1 において、ロック心棒 2 4 0 をコ字状とし、ロック心棒内 2 4 0 に固定心棒 2 0 0 が収納される構成にした場合であっても、係合構造は基本的に変わりはなく、特別な工夫は不要である。

被告は、引用発明 1 のスライドが直線移動による長さ変位であり、甲 9 技術のスライドは軸回転による位相変位であり、根本的な違いがある旨主張する。しかし、甲 9 技術の取付け機構 1 2 は、パソコン等の外壁 7 0 の溝 7 2 (スリット) に挿入される盗難防止用の連結具である点、ハウジング 3 6 の開口 1 6 とスピンドル 4 6 の開口 6 8 を一致させ、これらの開口にケーブル 1 8 を通す点、T 字形を構成するシャフト 5 2 及び交差部材 5 4 (差し込み片) と、ピン 6 0 (回止め片) を用いて、ロック状態を実現する点において、引用発明 1 の機構と共通しており、甲 9 技術の取付け機構 1 2 は、引用発明 1 の機構と、用途、使用態様及びロック機構の主要原理が共通した同種の連結具である。

そうすると、甲 9 技術の連結具と引用発明 1 の連結具とは同種の連結具である上、甲 9 技術のピン 4 4 と溝 6 6 との係合構造を引用発明 1 に適用する際に特別な創意工夫は必要とされないのであるから、甲 9 技術が主要 2 部品であるスピンドル 4 6 とハウジング 3 6 とが相対的にスライド可能かつ分離不能に保持されているのと同様に、引用発明 1 において、主要 2 部品である固定心棒 2 0 0 とロック心棒 2 4 0 とを分離不能に保持するように、甲 9 技術を適用することは、当業者が容易に想到できたことである。

以上のとおりであるから、本件審決は、甲 9 技術の係合構造の引用発明 1 への適用を判断するに際し、甲 9 技術の係合構造の基本原理を看過したため、本件発明 1

の容易想到性の判断を誤ったものであるから、取り消されるべきである。

〔被告の主張〕

引用発明1のロック心棒のスライドは、直線移動による長さ変位であるのに対し、甲9技術のスピンドル46のスライドは、ハウジング36中での軸回転による位相変位であり、両者のロック機構の原理は根本的に異なる。すなわち、引用発明1のロック心棒を使用する際は、ロック心棒の下端を固定心棒の上端に当てて嵌め合わせ、固定心棒の全長に沿い滑り下してスリットに挿入する（スライドする）。これに対し、甲9技術では、ピン60と交差部材54の向きを並び方向に一致させてスリットに挿入し、挿入後にスピンドルを軸回転させて交差部材54だけを90°回して位相をピン60の並び方向からずらせて抜け止めする方式であるから、ピン60はスライドしないのであって、甲9技術の構成と引用発明1の構成とは使用態様もロック機構も本質的に異なる。

以上のとおり、引用発明1と甲9技術とは、連結の基本原理が本質的に異なるから、異質なもの同士を組み合わせることは、通常の技術者のレベルを超え、容易想到とは言えない。

4 取消事由4「無効理由2（進歩性欠如）（その1）における本件発明2の容易想到性の判断の誤り」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、前記第2の3(3)ウ(イ)の本件発明2と引用発明1との相違点3について、引用発明1において、係合部材260、255を延長してロック心棒240のロックピン265をもう1本追加することは容易に発想し得ることであるが、ロック心棒240をコ字状にすることまでは容易ではないとし、さらに、前記第2の3(3)ウ(ウ)の本件発明2と引用発明1との相違点4について、前記2及び3の〔原告の主張〕の各(1)記載の本件発明1と引用発明1との相違点2に係る本件審決の判断と同様の理由により（なお相違点4は相違点2と基本的に同じである。）、引用発明1において周知技術又は甲9技術を適用して相違点4に係る本件発明2の

構成を採用することは容易とはいえないとして、結局、本件発明2は、引用発明1及び周知技術又は甲9技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

(2) 相違点3について

引用例1の図7に記載された連結具のロックの基本原理は、「操作時に、使用者は頭部230をスロット15と整合させて頭部230をスロット15へ挿入する。頭部230とスロット15との不整合により頭部230と壁10の内面20とが係合し、それによりロックインターフェース55のコンピュータ5からの除去を阻止する。ロックピン265のスロット15への続く挿入が頭部230とのスロット15の再整合を阻止する。」というものである。引用発明1のロック心棒240の両端に形成された係合部材260、255は、固定心棒200とロック心棒240とを係合させるための構造であり、この構造がなくてもロックは実現され、係合部材260、255は、ロックの基本原理とは直接関係しない追加的機構であることが理解できる。したがって、引用例1の図7に触れた当業者は、係合部材260、255を省いたプレート状のロック心棒240と、プレート状の固定心棒200とで構成された連結具の構成を認定可能である。そして、このように認定した引用発明1から本件発明2を得ることは、周知・慣用技術ないし設計事項の適用にすぎない。

本件審決は引用例1の図7の構成のロックの基本原理を看過し、引用発明1の変形を試みる際の出発点を引用例1の図7そのものとし、引用例1の図7の構成から部材を延長するという観点のみから変形例を導き出し、変形例を著しく制限したことにより、本件発明2の容易想到性の判断を誤ったものである。

(3) 相違点4について

前記2及び3の〔原告の主張〕と同じ。

〔被告の主張〕

(1) 相違点3について

引用例1の明細書には、固定心棒200の係合部材260、255を省いてプレ

ート状の構成とすることについての記載はなく，原告の主張は，根拠もなしに仮定に仮定を積み重ねて，引用発明 1 から本件発明 2 を案出するものにすぎない。

(2) 相違点 4 について

前記 2 及び 3 の〔被告の主張〕と同じ。

5 取消事由 5 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 5 の容易想到性の判断の誤り」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は，前記第 2 の 3 (3) エ(イ)の本件発明 5 と引用発明 1 との相違点 5 について，前記 4 の〔原告の主張〕の(1)の本件発明 2 と引用発明 1 との相違点 3 に係る本件審決の判断と同様の理由により，引用発明 1 において相違点 5 の構成を採用することは容易とはいえないとし，さらに，前記第 2 の 3 (3) エ(ア)の本件発明 5 と引用発明 1 との相違点 2 ないし 4 については，前記 2 ないし 4 の〔原告の主張〕の各(1)の本件発明 1 と引用発明 1 との相違点 2 に係る本件審決の判断並びに本件発明 2 と引用発明 1 との相違点 3 及び 4 に係る本件審決の判断と同様の理由により，各相違点の構成に到達することは容易とはいえないとして，結局，本件発明 5 は，引用発明 1 及び周知技術又は甲 9 技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

(2) 相違点 5 について

前記 4 の〔原告の主張〕の(2)と同様に，引用発明 1 において，ロック心棒 2 4 0 をコ字状にすることは，引用発明 1 に周知・慣用技術を適用して当業者が容易に想到できたことである。ロック心棒 2 4 0 をコ字状にすれば，ロック心棒 2 4 0 には，固定心棒 2 0 0 がスライド可能に嵌る凹部空間が形成され，本件発明 5 と同じ構成になるのであるから，相違点 5 の構成に到達する。したがって，本件審決は，相違点 5 の容易想到性を誤ったものである。

(3) 相違点 2 ないし 4 について

前記 2 ないし 4 の〔原告の主張〕と同じ。

〔被告の主張〕

(1) 相違点 5 について

前記 4 の〔被告の主張〕の(1)と同じ。

(2) 相違点 2 ないし 4 について

前記 2 ないし 4 の〔被告の主張〕と同じ。

6 取消事由 6 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 2) における本件発明 1, 2 及び 5 の容易想到性の判断の誤り (周知・慣用技術の適用)」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は, 前記第 2 の 3 (4) イ(イ)の本件発明 1 と引用発明 2 との相違点 a, 前記第 2 の 3 (4) ウ(イ)の本件発明 2 と引用発明 2 との相違点 b (実質的に相違点 a と同じ。)並びに前記第 2 の 3 (4) エの本件発明 5 と引用発明 2 との相違点 a 及び b について, 前記 2 の〔原告の主張〕の(1)の本件発明 1 と引用発明 1 との相違点 2 に係る本件審決の判断と同様の理由により, 引用発明 2 に周知技術を適用して本件発明 1, 2 及び 5 の構成を採用することは容易ではなく, また, 相違点 a に係る構成を有することにより, 本件明細書に記載の「部品の紛失防止」の効果だけでなく, 片手での取付作業における作業性が良好であるとの特有の効果も期待できるとして, 本件発明 1, 2 及び 5 は, 引用発明 2 及び周知・慣用技術に基づいて, 当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

(2) しかし, 引用発明 2 は, 引用発明 1 と同様に, パソコン等の器具に開設したスロット内に挿入される盗難防止用連結具であって, プレート状の部材同士をスライド可能に係合させて用いる器具でもある。そして, 盗難防止用の連結具に限らず, 分離を目的としていない別個独立の部品で構成された器具等において, 取扱性の向上, 分解防止, 紛失防止等は, 自明な課題であり, かかる課題解決のために, 部品同士を結合し「分離不能に保持」することは, 器具等の構成を考える場合の通常的设计手法であり, 周知・慣用技術である。したがって, 前記 2 の〔原告の主張〕(2) で主張したのと同様に, 甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 の技術は, 引用発明

2に適用可能な技術である。

また、本件発明1、2及び5の部品の紛失防止や作業性が良好である効果は、部材同士をスライド可能に係合しかつ分離不能に保持するという周知・慣用技術そのものの効果、すなわち当然予測される効果にすぎず、特有の効果ではない。

本件審決は、引用発明2についての周知・慣用技術の適用の判断及び本件発明1、2及び5の効果の認定を誤り、本件発明1、2及び5の容易想到性の判断を誤ったものであるから、取り消されるべきである。

〔被告の主張〕

前記2の〔被告の主張〕で主張したのと同様に、甲12ないし14及び51ないし54は、部材同士が一体につながった状態で使用される日用品の技術であって、部材同士が分離することは本来予定されていない。これに対し、引用発明2は、挿入プレート1とサドル3は常時は分離していて使用時にだけ嵌め合わされる方式であって、引用例2の明細書には挿入プレートとサドルをつないで一体化することは記載も示唆もされていない。したがって、引用発明2の盗難防止用連結具の上記方式を、分離不能に保持され、スライド可能に係合した方式に変更するには、技術の飛躍があるから新たな創作力を必要とする。

結局、当業者が、甲12ないし14及び51ないし54を適用して引用発明2を変更し、本件発明1、2及び5を容易に想到することはできない。

7 取消事由7「無効理由2（進歩性欠如）（その2）における本件発明1、2及び5の容易想到性の判断の誤り（甲9技術の係合構造の適用）」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、前記第2の3(4)イ(イ)の本件発明1と引用発明2との相違点a、前記第2の3(4)ウ(イ)の本件発明2と引用発明2との相違点b(実質的に相違点aと同じ。)並びに前記第2の3(4)エの本件発明5と引用発明2との相違点a及びbについて、前記3の〔原告の主張〕の(1)の本件発明1と引用発明1との相違点2に係る本件審決の判断と同様の理由により、引用発明2に甲9技術を適用して本件発

明 1, 2 及び 5 の構成を採用することは容易ではなく, 本件発明 1, 2 及び 5 は, 引用発明 2 及び甲 9 技術に基づいて, 当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

(2) しかし, 前記 3 の〔原告の主張〕の(2)で主張したのと同様に, 甲 9 技術の係合構造を引用発明 2 に適用することは容易である。具体的には, 引用例 2 の図 9 A 及び図 9 B の構成において, 甲 9 技術のピン 4 4, 開口 4 2 及び溝 6 6 に相当する構成を追加すれば, 両プレートがスライド可能に係合しかつ分離不能である構成が得られる。この構成における引用例 2 の図 9 A 及び図 9 B からの変形は, 甲 9 技術において周方向に延在した溝 6 6 を直線状に延在させた程度の変形に止まり, 甲 9 技術のピン 4 4 と溝 6 6 との係合構造を, 引用発明 2 に適用する際に特別な創意工夫は必要とされない。

本件審決は, 甲 9 技術の係合構造の引用発明 2 への適用を判断するに際し, 甲 9 技術の係合構造の基本原理を看過したため, 本件発明 1, 2 及び 5 の容易想到性の判断を誤ったものであるから, 取り消されるべきである。

〔被告の主張〕

前記 3 の〔被告の主張〕で主張したのと同様に, 甲 9 技術の基本原理は, スピンドル 4 6 の正逆の軸回転によって, 頭部 5 4 の向きを突起 6 0 の並び方向と一致させ又はずらせる位相の切り替えであるのに対し, 引用発明 2 の基本原理は, 取り付けの際に行うサドル 3 の嵌合わせと押し込みによる, スリット方向への直線移動であって, 甲 9 技術と引用発明 2 とは, 係合構造の基本原理を異にする。したがって, 甲 9 技術を引用発明 2 に適用することはあり得ず, 原告の主張は誤りである。

8 取消事由 8 「本件発明 1 ないし 5 について無効理由 3 (サポート要件違反) の判断の誤り」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は, サポート要件の判断は, 「請求項に係る発明」と, 「発明の詳細な説明に発明として記載したもの」とを対比し, 両者の実質的な対応関係として,

「請求項に係る発明」が、「発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えるものであるか否かを検討することにより行われるとした上で、本件発明 1 ないし 5 について、請求項に係る発明の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化できるかどうかについて検討すると、出願時の技術常識に照らし、また、本件明細書の記載事項を参酌すれば、各請求項の範囲まで、発明の詳細な説明に開示された内容を拡張ないし一般化することができるとして、サポート要件に反しない旨判断した。

(2) 本件発明 1 ないし 5 に記載された「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持され」は、機能的な表現であり、構造的機構は何ら規定されていないところ、「請求項に係る発明」は、スライドが円弧運動である構成も含み得ることになる。ところが、本件明細書に開示された具体的な構成は、スプリングピンと長孔の組み合わせを 2 組とした実施例のみであるから、「発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」はこの実施例から容易に実施できる範囲となるが、本件明細書の記載からはスライドが円弧運動である構成は容易に実施できない。

また、本件明細書には、スライドが円弧運動に相当する構成は一切開示されていないし、単にスプリングピンを一つにし、スプリングピンの配置を変えたというだけでは、円弧運動は可能となっても、ロック機構は実現されない。円弧運動によりロック機構を実現するには、直線スライド専用に設計された本件明細書に記載された実施例から離れた思考が必要になり、当該実施例とは異なる回転スライド専用の全く別の構造を新たに設計し直さなければならないが、本件明細書には、このような新たな設計の示唆となる記載は全く見当たらない。

したがって、本件発明 1 ないし 5 はサポート要件に違反する。

〔被告の主張〕

本件発明 1 の請求項は、補助プレートのスライドが、円弧運動か直線運動かとは

関係なく、「スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能」と記載している。そして、本件明細書には、補助プレートのスライドは、段落【0006】、【0014】と、別紙5の図4に示す(a)状態の位置と(b)状態の位置の間の移動として説明されているから、そのときの移動が円弧運動か直線運動かは、本件発明1の機能及び効果とは関係がない。

本件明細書によれば、従来の技術では、盗難防止器具は別個独立した複数の部材から構成されており、スライド可能に係合し且つ分離不能に保持されたものはなく、パソコンのスリットへの取り付け困難という課題があった。そこで、本件発明1は、少なくとも、回止め片が、差込片と重なっている範囲で、スライドできるように、主プレートと補助プレートとを常時係合させ、分離不能に保持する構成を採用することで、盗難防止器具の容易な取り付けという課題を解決するものであり、この点に技術思想の中核を有する。

したがって、本件明細書に触れた当業者は、主プレートと、補助プレートとが、別紙5の図4のとおり、回止め片が、差込片と重なり、また重なりが外れる範囲において、スライドできるように常時係合され、分離不能に保持されていれば、「スライド可能に係合」し「分離不能に保持」する構成であると理解する。そして、「スライド可能に係合」を実現するために、たとえば、2つの部材を1つのピンでスライド可能に係合する際、枢結すれば当然に分離不能に保持できることも当業者は容易に理解できる。そして、当業者は、当該構成を採用すれば、枢結された点から離れた部分では、回転角度がそれほど大きくない範囲では、ほぼ直線運動をすることは自明であるから、枢結された点から離れた部分に、回止め片を設けることで、回止め片を、(a)の状態から(b)の状態へスライドさせ、また(b)の状態から(a)の状態へスライドさせることができるよう、本件明細書の記載から、スライドが円弧運動である構成に想到することは容易である。

また、別紙5の図4の(a)位置と(b)位置の間を移行するスライドが、直線運動であっても、振り子動作による円弧運動であっても、動作比較図(甲30)か

ら明らかなおり、回止め片が本体ケーシングのスリットへ侵入する動作に殆ど違いはない。また直線運動、円弧運動の駆動機構を詳細に記載することは、本件特許の目的ではない。本件明細書の記載から、「スライド」とは、補助プレートが図4(a)位置と(b)位置の間を移行する構成であれば、移行の軌跡が直線的であろうと、円弧的であろうと、本件発明の課題を解決できると認識できる。

したがって、本件発明1ないし5の「スライド」は、直線及び曲線運動を含んではいないものの、サポート要件に適合している。

9 取消事由9「本件発明1ないし5について無効理由4（明確性要件違反）の判断の誤り」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、明確性の要件は、発明の範囲が明確であること、すなわち、ある具体的な物や方法が請求項に係る発明の範囲に入るか否かを理解できるように記載されていることが必要であり、その前提として、発明を特定するための事項の記載が明確である必要があるとした上で、「スリットへの挿入方向に沿ってスライド可能に係合」の意味、「分離不能に保持」の意味はいずれも明確であると判断した。

(2) しかし、本件審決の判断は、個々の構成の意味が明確であると判断したに止まり、それだけでは「発明の範囲」が明確ということはできない。「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持され」は機能的な表現であり、構造的機構は何ら規定されていないので、個々の記載が明確であっても、それだけでは「発明の範囲」が明確であるとはいえず、本件明細書の記載を考慮しても、「スライド可能に係合」なる構成、「分離不能に保持」なる構成がどこまでの範囲のものであるのかが明確ではない。例えば、「スライド可能に係合」なる構成、「分離不能に保持」なる構成に、補助プレートが主プレートに対して回転軸を中心とした円の円弧方向に移動(回動)する構成が含まれるのかどうかは明確ではない。

したがって、本件審決は、発明の範囲が明確であるかどうかの検討をせずに誤っ

た結論に至ったものである。

〔被告の主張〕

本件発明 1 ないし 5 における主プレートと補助プレートの相対的なスライドは、前記 8 の〔被告の主張〕の図 4 に図示する (a) 状態の位置から (b) 状態の位置の範囲内の移動であり、このときのスライドの軌跡が、円弧か直線かその他の曲線かは、本件発明 1 の対象外であり、本件発明 1 の機能及び効果とも無関係である。

明確性の要件は、構成要件に矛盾等が含まれるために、当業者が技術的範囲を的確に読み取れないような状況を回避するための要件である。そして、本件発明 1 ないし 5 においては、主プレートと補助プレートとの係合は、上記の範囲で相対的な移動が許される構成であれば足り、当業者は、かかる構成を有するか否かを客観的に容易に判断可能である。上記構成としては、スライド軌跡に合わせて公知の係合構造の中から選択される。例えば、スライドが円弧運動であってもよく、その他に係合構造は無数にあり、それらを逐一記載する必要はない。「スライド」には、直線的であろうと曲線的であろうと、それ以外の態様のスライドであろうと全て含まれるのは、用語の通常用法に照らし明らかであって、不明確な点は全くない。

10 取消事由 10 「本件発明 1 ないし 5 について無効理由 5（実施可能要件違反）の判断の誤り」について

〔原告の主張〕

(1) 本件審決は、本件発明 1 ないし 5 を当業者が実施するに当たっては、本件明細書に記載された事項に加えて、出願時の技術常識や技術水準を参考にすることができるので、当業者がこれを実施しようとした場合、どのように実施するかを発見するために、当業者に期待し得る程度を超える試行錯誤や複雑高度な実験等を行う必要があるとはいえないから、平成 11 年法律第 160 号による改正前の特許法 36 条 4 項の実施可能要件を満たしている旨判断した。

(2) しかし、「スライド可能に係合」なる構成及び「分離不能に保持」なる構成は、いずれも機能的な表現がされているので、「スライド可能に係合」なる構成は、

「スライド可能に係合」なる構成のすべてを含み得ることになり、「分離不能に保持」なる構成は、「分離不能に保持」なる構成のすべてを含み得ることになり、例えば、「スライド可能に係合」なる構成は、直線方向にスライドする構成のみならず、補助プレートが主プレートに対して回転軸を中心とした円の円弧方向に移動（回動）する構成も含み得ることになるおそれがある。

本件審決によれば、本件発明1の連結具の各種態様は、本件明細書に記載された事項に加えて、出願時の技術常識や技術水準を参考にすることで実施できるというのであるから、上記のような両プレートが回転軸を中心とした円の円弧方向に移動する構成についても、容易に実施できるという意味に思料される。

しかし、本件明細書には、従来技術及び実施例のいずれにおいても、上記のような両プレートが回転軸を中心とした円の円弧方向に移動する構成は開示されておらず、また、パソコン等の器具の盗難防止用連結具の構成を開示した本件特許出願前に公開された甲8、9、11、20及び24のいずれにも開示されていない。したがって、本件審決は本件明細書の記載内容、出願時の技術常識や技術水準の内容についての検討をせずに誤った結論に至ったものである。

〔被告の主張〕

本件発明の中核は、主プレートと補助プレートの相対的なスライドが、前記8の〔被告の主張〕の図4に図示する（a）状態の位置から（b）状態の位置の範囲内で行われることである。このときのスライドの軌跡が、円弧か直線かその他の曲線かは、本件発明1ないし5の対象外であり、本件発明1ないし5の機能及び効果とも無関係である。実施可能要件の適合性について問題とすべきは、請求項に記載の発明を実施（生産、使用等）できるかどうかであり、あらゆる実施態様を容易に実施できるかどうかまでは問われない。

主プレートと補助プレートとの係合は、上記のスライド範囲で補助プレートの相対的な移動が許される構造であればよく、係合構造はスライドの軌跡に合わせて、多数存在する公知の係合構造の中から選択される。したがって補助プレートが円弧

のスライドをするのであれば、当業者はそれに合わせた係合構造を公知構造の中から選択することは、何ら発明力を要さず、容易にできることである。

第4 当裁判所の判断

1 本件発明1ないし5について

(1) 本件発明1ないし5の特許請求の範囲は、前記第2の2記載のとおりであるところ、本件明細書(甲36)の発明の詳細な説明には、概略、次の記載がある。

なお、以下において、本件明細書の記載を引用する際に付する番号は、別紙5の図記載の部材等の番号であり、本件明細書の図を引用する際の当該図は、別紙5記載の図である。

ア 発明の属する技術分野

本発明は、ノート型パソコン等の器具を盗難から護るためのケーブルを連結する連結具に関するものである。【0001】

イ 従来技術

ノート型パソコンの店頭や陳列台などからの盗難を防止するために、ノート型パソコン80の本体ケーシング84には、矩形のスリット82が開設されている。このスリット82に、ケーブル72が連結可能な連結具10を挿入し、ケーブル72を柱などの固定構造物に掛けておくことにより、パソコン80の持ち出しを防止できる(図1参照)。

その種連結具90として、特開平11-148262号公報には、図9に示すように、先端に掛止部91が形成された掛金具92と、該掛金具92に対し着脱可能に嵌まり合う扁平な卵形のカバー93からなる連結具90を開示している。上記連結具90は、パソコン側のスリット82に掛金具側の掛止部91を挿入して掛金具92を90度捻った後、掛止部91の回止めとして、掛金具92を覆うようにカバー93に突設している規制片94、94をスリット82に挿入するものである。

カバー93と掛金具92を貫通して開設されたコード連通孔95、95にワイヤを掛け回すことによってカバー93と掛金具92とは一体化され、掛止部91をス

リット８２から抜くことはできないため、このワイヤの端部を固定構造物に繋ぐことによって、パソコン８０の持ち出しは防止される。【０００２】

ウ 発明が解決しようとする課題

しかしながら、掛金具９２の掛止部９１をスリット８２に挿入した後、掛金具９２から手を離すと、掛金具９２がスリット８２に吊り下がったり、スリット８２から脱落することがあり、カバー９３を装着できない。このため、掛金具９２を片手で押さえたままで、他方の手でカバー９３を挿入する必要があった。しかしながら、掛金具９２、カバー９３は共に小型であり、また、スリット８２は、図１に示すように、ノート型パソコン８０の下面に近い側部に形成されているから、両手で連結具９０を取り付ける操作は困難であり、作業性が悪い問題があった。【０００３】

本発明の目的は、片手で簡単に取付けできるノート型パソコン等の器具の盗難防止用のケーブル連結具を提供することである。【０００５】

エ 課題を解決するための手段

上記課題を解決するために、本発明のノート型パソコン等の器具の盗難防止用連結具１０は、パソコン８０等の器具の本体ケーシング８４に開設された盗難防止用のスリット８２に挿入される盗難防止用連結具であって、

主プレート２０と補助プレート４０とを、スリット８２への挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレート２０、４０は分離不能に保持され、

主プレート２０は、ベース板２２と、該ベース板２２の先端に突設した差込片２４と、該差込片２４の先端に側方へ向けて突設された抜止め片２６とを具え、

補助プレート４０は、主プレート２０に対して、前記主プレート２０の差込片２４の突出方向に沿ってスライド可能に係合したスライド板４２と、該スライド板４２を差込片２４の突出方向にスライドさせたときに、差込片２４と重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片２４との重なりが外れるように突設された回止め片４４とを具え、

主プレート２０と補助プレート４０には、補助プレート４０を前進スライドさせ、

差込片 24 と回止め片 44 とを重ねた状態で、互いに対応一致する位置に係止部 28、48 を形成したものである。

また、本発明のノート型パソコン等の器具の盗難防止用連結具 10 は、パソコン 80 等の器具の本体ケーシング 84 に開設された盗難防止用のスリット 82 に挿入され、これを固定構造物 88 に連結されたケーブル 72 に繋ぐものであって、

主プレート 20 と補助プレート 40 とを、スリット 82 への挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレート 20、40 は分離不能に保持され、

主プレート 20 は、ベース板 22 と、該ベース板 22 の先端に形成された差込片 24 と、該差込片 24 の先端に差込片 24 の両側方に向けて突設された抜止め片 26 とを具え、

補助プレート 40 は、主プレート 20 に対して、前記主プレート 20 の差込片 24 の突出方向に沿ってスライド可能に係合したスライド板 42 と、該スライド板 42 の先端に突出し、スライド板 42 を差込片 24 の突出方向にスライドさせると、差込片 24 と重なり、逆向きにスライドさせると、差込片 24 との重なりが外れる回止め片 44 とを具え、

主プレート 20 と補助プレート 40 には、補助プレート 40 を前進スライドさせ、差込片 24 と回止め片 44 とを重ねたときに、互いに一致する位置に係止部 28、48 が形成されており、

該係止部 28、48 にケーブル 72 を取り付け、又は錠 70 を用いてケーブル 72 を連結し、主プレート 20 と補助プレート 40 とをスライドしないように固定するものである。（【0006】）

オ 作用及び効果

本発明の主プレート 20 と補助プレート 40 は、スライド可能に係合して構成されているから、片手で連結具 10 を掴んで、主プレート 20 の抜止め片 26 をスリット 82 に挿入して 90 度回転させ、そのまま、補助プレート 40 の回止め片 44 を差込片 24 と重なるようにスリット 82 に押し込むだけで、連結具 10 をスリッ

ト 8 2 に取付けでき、作業性が良好である。

連結具 1 0 をスリット 8 2 に取り付けた後、係止部 2 8、4 8 に錠 7 0 などを通して、主プレート 2 0 と補助プレート 4 0 が相対的にスライドしないように固定すると共に、ケーブル 7 2 等を連結すればよい。【0 0 0 7】

カ 発明の実施の形態

(ア) 図 2 乃至図 5 に示すように、本発明の連結具 1 0 は、主プレート 2 0 と補助プレート 4 0 とをスライド可能に係合して構成される。

主プレート 2 0 は、金属材料や樹脂材料から形成され、図 3 (a) に示すように、ベース板 2 2 と、該ベース板 2 2 の先端に突設された差込片 2 4 と、差込片 2 4 の先端に両側方へ向けて突出した抜止め片 2 6 とを具える。

ベース板 2 2 は、矩形の板体であって、後述する補助プレート 4 0 とスライド可能に係合するための一対の長孔 3 8、3 8 がスリット 8 2 への挿入方向と平行な向きに開設されている。長孔 3 8、3 8 は、本体ケーシング 8 4 の厚さとほぼ同じ長さを有しており、後述するとおり、補助プレート 4 0 のピン孔 5 8、5 8 に嵌められたスプリングピン 6 0、6 0 がスライド可能に嵌まっている。

また、ベース板 2 2 には、補助プレート 4 0 を主プレート 2 0 に対して固定するための係止用孔 3 6 が開設されている。【0 0 1 0】

(イ) ベース板 2 2 の先端に突設される差込片 2 4 は、本体ケーシング 8 4 のスリット 8 2 内で回転させることができる太さであり、長さはケーシング 8 4 の厚さよりも僅かに長く形成される。なお、差込片 2 4 の形状は、角柱形状、円柱形状、楕円柱形状などにすることができる。【0 0 1 2】

(ウ) 差込片 2 4 の先端に形成される抜止め片 2 6 は、スリット 8 2 に挿入可能な大きさであって、スリット 8 2 に対して挿入した後、9 0 度回転させると、抜止め片 2 6 が本体ケーシング 8 4 の内面に当接して抜け落ちない長さに形成される。例えば、抜止め片 2 6 の長辺が、少なくともスリット 8 2 の短辺よりも長く、スリット 8 2 の長辺よりも短くなるように形成される。抜止め片 2 6 は、図 4 に示すよ

うに、差込片24の両側に突出する形状（T字型）としてもよいし、一方にのみ突出する形状（L字型）にしてもよい。また、断面は、角柱形状、円柱形状、楕円柱形状などにすることができる。（【0013】）

（エ） 補助プレート40は、図2、図3（b）及び図5（a）（b）に示すように、コ字状に折り曲げられ、間に主プレート20が嵌まる凹部空間を形成しているスライド板42と、スライド板42の上下先端から夫々突設された回止め片44とから構成される。

スライド板42の凹部空間59には、前記主プレート20のベース板22がスライド可能に嵌められており、凹部空間59の深さは、主プレート20を凹部空間59中に最も後退させたときに、ベース板22の先端がスライド板42の先端と揃う深さよりも少し深く形成されている。

スライド板42には、主プレート20の長孔38、38との対応位置に夫々ピン孔58、58、58、58が開設されており、対向するピン孔58、58には、長孔38、38を貫通してスプリングピン60が嵌められている。ピン孔58は、スライド板42の先端と主プレート20のベース板22が揃っているとき、つまり、主プレート20が後退した状態で、長孔38、38の先端と向かい合う位置に開設される。（【0014】）

（オ） スライド板42の先端に突設された回止め片44、44は、主プレート20の差込片24と同一垂直面内にあつて、重なり可能に形成されており、突出長さは、差込片24とほぼ同じに長さに形成されている。回止め片44、44は、差込片24と重ねた状態では、スリット82内で回転しないように形成する。なお、連結具10をスリット82に装着したときの安定度を高めるためには、一方の回止め片44の外表面から他方の回止め片44の外表面までの距離をスリット82の長さよりも僅かに短くし、また、回止め片44、44の幅をスリット82の幅よりも僅かに薄くすることが望ましい。

回止め片44、44を、図示の如くスライド板42の上下両側に形成し、又は、

一方のみに形成することもできる。【0015】

(カ) さらに、スライド板42には、前記主プレート20の切り込み30のスライド移行路と対向する位置に切り込み50が開設されている。切り込み50は、スライド板42の先端側が側方へ開口52しており、スライド板42の屈曲側から先端側に向けて爪54が突設されている。該爪54は、主プレート20の長孔38の先端側と補助プレート40のピン孔58、58のスプリングピン60とが当接したときに、主プレート20の切り込み30の開口32を塞ぐ長さに形成されている。

【0016】

(キ) 上記構成の盗難防止用連結具10をノート型パソコン80に装着する方法について説明する。

連結具10の装着前に、予め、パソコン80を繋ぐケーブル72を柱や机の脚などの固定構造物88に連結しておく。連結方法は、ケーブル72の一端にループ74を形成しておき、ケーブル72を固定構造物にかけて、該ループ74にケーブル72を通す方法を例示できる。ケーブル72として、金属製のワイヤケーブルや、これを樹脂被覆したケーブルを例示できる。なお、ケーブル72の他端には、ケーブル72を錠70に接続するためのリング76を形成しておく。【0017】

(ク) 連結具10を装着するには、まず、図6に示すように、補助プレート40をずらして下げ、主プレート20を補助プレート40の先端から突出させる。なお、図4に示すように、ベース板22をスライド板42よりも幅広く形成しておくこと、主プレート20を突出させて、使用者の親指と人差し指で連結具10の両側を掴めば、主プレート20と補助プレート40の両方の板22、42に指が当たるから、主プレート20を補助プレート40から突出した状態で保持できる。

この状態で、抜止め片26をスリット82に位置合わせし、その儘、抜止め片26及び差込片24をスリット82に挿入する。スリット82に差込片24まで挿入した後、連結具10を左右何れかに90度捻る(図7矢印参照)。

なお、スリット82が図7に示すように、横向きに開設されている場合には、切

り込み30にマウス等のコード86を挿入する際に、切り込み30，50の開口32，52が上に向くように連結具10を回転させ、コード86を主プレート20の切り込み30に挿入する。スリット82が縦方向に開設されている場合には、何れかの方向に回転させてもよい。【0018】

(ケ) 次に、図8に示すように、補助プレート40を主プレート20に対して本体ケーシング84側に押し込み、回止め片44をスリット82に差し込んで、係止孔36，56どうしを位置合わせする。補助プレート40をスライドさせることによって、差込片24と回止め片44が重なり、連結具10の回転が阻止される。また、抜止め片26が本体ケーシングの内壁に当たるので、連結具10の引き抜き方向に移動させることもできなくなる。

さらに、切り込み30は、補助プレート40の爪54によって閉じられるから、コード86の取り外しもできなくなる。【0019】

(コ) 上記連結具10によれば、連結具10のスリット82への差込みを片手で行うことができるから、作業性にすぐれ、また、主プレート20と補助プレート40は、離脱不能であるから、一方の部品を紛失することもない。【0021】

(2) 本件発明1ないし5の特許請求の範囲及び前記(1)によれば、従来、ノート型パソコンの本体ケーシングに開設されたスリットに連結する連結具として、先端に掛止部が形成された掛金具と、該掛金具に着脱可能に嵌合する卵形のカバーから成る連結具が知られていたが、従来の技術では、「掛金具の掛止部をスリットに挿入した後、掛金具から手を離すと、掛金具がスリットに吊り下がったり、スリットから脱落することがあり、カバーを装着できない。このため、掛金具を片手で押さえたまま、他方の手でカバーを挿入する必要があった。しかしながら、掛金具、カバーは共に小型であり、また、スリットは、ノート型パソコンの下面に近い側部に形成されているから、両手で連結具を取り付ける操作は困難であり、作業性が悪い問題があった。」【0003】ことから、本件発明1ないし5は、「片手で簡単に取り付けできるノート型パソコン等の器具の盗難防止用のケーブル連結具を提供するこ

と」(【0005】)を目的とし、上記課題を解決するための手段として、スリットへの挿入方向ないし差込片の突出方向に沿って補助プレートを前進スライドさせることにより、主プレートと補助プレートを相対的にスライド可能に係合し、かつ両プレートを分離不能に保持する構成を採用することで、「片手で連結具を掴んで、主プレートの抜止め片をスリットに挿入して90度回転させ、そのまま、補助プレートの回止め片を差込片と重なるようにスリットに押し込むだけで、連結具をスリットに取付けできる」(【0007】)という作用効果を奏するようにしたものであると認められる。

2 取消事由1「無効理由1(拡大先願違反)における本件発明1, 2及び5との実質同一の判断の誤り」について

(1) 本件発明1に係る取消事由1について検討する。

原告は、先願明細書1において、第1部材及び第2部材がL字状である構成は、先願発明の好ましい実施形態又は1つの態様であるとされているにすぎず、ピンの本数を2本とする構成(T字状の差込片の両側にそれぞれ1本のピンを配置した構成)は周知・慣用技術である上、上下部材を一体にすることは、周知・慣用技術ないし設計事項にすぎないのであって、先願発明に上記周知・慣用技術ないし設計事項を適用することで、何ら創意・工夫を要することなく、本件発明1が導き出されるから、相違点iは実質的な相違点ではなく、先願発明と本件発明とは同一である旨主張する。

(2) そこで検討するに、先願明細書1(甲1)に前記第2の3(2)アの先願発明が記載されていることは当事者間に争いが無い。

そして、確かに証拠(甲1)によれば、先願明細書1には、第1部材及び第2部材ともそれぞれ実質的に90度(L字状)に曲げられている形状のものが好ましい実施形態として記載されていることから、先願発明においては、両部材の形状がL字状に限定されるものではないが、他方、先願明細書1では、第1部材及び第2部材がL字状の形状を包含する相補的の形状を有するものとして特定されており、両部

材がかかる相補的形狀を有しない平面状のもの（曲げがないもの）は一切記載されていない。L字状を含めて曲げのある相補的形狀のものと、曲げのない平面状の形狀のものとは、曲げの有無という点において相違しており、後者が前者の上位概念であるということもできないから、曲げのない平面状の形狀のものに、L字状を含めて曲げのある相補的形狀のものが概念的に含まれるということとはできない。そうすると、先願明細書1に接した当業者は、先願発明の第1部材及び第2部材については、L字状を含めて相補的形狀としての限定が付されたものと理解するものであり、かかる限定を外した上で、第1部材及び第2部材を、相補的形狀を有しない曲げのない平面状のものとして理解することはないというべきである。

また、先願明細書1には回止め片を1本に限定する旨の記載はないものの、他方、回止め片を2本とすることについては何らの記載もない。そして、先願発明は、別紙1の図（FIG. 1）の実施例から明らかなように、回止め片が1本であっても盗難防止用連結具としての機能を有する発明であり、他方、回止め片を2本とする具体的な構成は実施例を含めて全く記載されていないのであるから、仮に原告が主張するように回止め片の本数を2本とする構成及び上下部材を一体にすることが周知・慣用技術であるとしても、先願明細書1に触れた当業者が、先願発明の第1部材について、新たに下側にピンと一体となった第1部材を追加した上で、上下の第1部材を一体とする形狀のものが記載されていると理解することはないというべきである。そして、先願発明の第1部材と第2部材がL字状を含めて相補的形狀であることからすれば、先願発明に原告主張に係る上記周知・慣用技術を適用し、2本の回止め片が差し込み片を挟んで重なる構成とすることは、構成上の微差を超える大幅な設計変更となる。

以上によれば、先願発明と本件発明1とが実質的に同一であるとはいえないとした本件審決の判断に誤りはない。

(3) 本件発明2は、本件発明1に、主プレートと補助プレートの差し込み片と回止め片とを重ねた状態で互いに対応一致する位置の係止部に固定構造物への連結ケ

ケーブルを取り付け又は錠を用いてケーブルを連結することと、補助プレートがコ字状であるとの構成を付加するほかは、本件発明 1 と実質的に同一であるから、前記(2)において説示した内容は、すべて本件発明 2 についても妥当する。したがって、相違点 ii (相違点 ii は相違点 i と基本的に同じである。)が実質的にないとはできず、先願発明と本件発明 2 とが同一であるとはいえないとした本件審決の判断に誤りはない。

次に、本件発明 5 の請求項 5 は、本件発明 1 又は 2 の請求項 1 又は 2 の従属項であって、補助プレートがコ字状であり主プレートがスライド可能に嵌る凹部空間を形成していることと、係止部が主プレートと補助プレートの差し込み片と回止め片とを重ねた状態のときに一致して貫通するように開設された孔であり、該孔に錠又はケーブルを通すことによって、主プレートと補助プレートの相対的なスライドを妨げて固定されるとの構成を付加するほかは、本件発明 1 又 2 の発明特定事項をすべて含むものであるから、前記(2)において説示した内容は、すべて本件発明 5 についても妥当する。したがって、相違点 iii が実質的にないとはできず、また、相違点 i 及び ii が実質的にないとはできないことは前記(2)及び上記のとおりであるから、先願発明と本件発明 5 とが同一であるとはいえないとした本件審決の判断に誤りはない。

(4) 以上によれば、本件発明 1, 2 及び 5 は、先願発明と実質的に同一であるとはいえないから、本件審決の判断に誤りはない。原告主張に係る取消事由 1 は理由がない。

3 取消事由 2 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 1 の容易想到性の判断の誤り (周知・慣用技術の適用)」について

(1) 本件発明 1 に係る取消事由 2 について検討する。

原告は、盗難防止用の連結具に限らず、分離を目的としていない別個独立の部品で構成された器具等において、取扱性の向上、分解防止、紛失防止等は、自明な課題であり、甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 に開示された周知・慣用技術は、

部材同士をスライド可能に係合させて用いる点が引用発明 1 と共通し，部材同士がスライド可能かつ分離不能に保持されることにより，取扱性の向上，紛失防止が図られる周知・慣用技術であるから，当業者であれば，引用発明 1 に上記周知・慣用技術を適用することは容易であり，相違点 2 の構成について本件発明 1 は容易に想到できる旨主張する。

(2) そこで，まず，原告が，本件特許出願当時において，部材同士をスライド可能に係合しているものにおいて，ピンと長孔又は長溝に係合させることにより，部材同士をスライド可能かつ分離不能に保持する構造が周知・慣用技術であることの根拠として挙げる甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 に開示された技術について検討する。

ア 証拠（甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4）によれば，甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 には，以下のとおりの技術が記載されていることが認められる。なお，甲 1 2 ないし 1 4 に，以下の(ア)ないし(ウ)の技術が記載されていることは当事者間に争いが無い。

(ア) 甲 1 2（実開平 7－2 0 1 1 1 号公報）

甲 1 2 には，薄型化粧品ケースに係るものであって，上面に化粧品 1 を入れる収納凹部 2 を有する薄型本体 3 と，該薄型本体 3 とスライド式に係合して該薄型本体 3 の上面を覆う蓋体 4 とからなり（【0 0 0 5】），蓋体 4 が流通時などに外力によって抜け落ちるのを防ぐために，薄型本体 3 の溝部 5 内に係止凹部 3 1 を形成し，該係止凹部 3 1 と対応する蓋体 4 の嵌着片 4 3 に係止凸部 4 4 を設けて抜け落ち防止を計るという「抜け落ち防止機能」を，薄型化粧品ケースの前後に設けて，閉止位置と開口位置の両方で，定位置に止まる（【0 0 1 1】【0 0 1 2】）ようにした技術が記載されている。

なお，上記において，部材等に付した番号は，別紙審決書写しの 2 2 頁の図 1 及び 2 記載の部材等の番号である。

(イ) 甲 1 3（特開平 8－1 0 4 3 2 1 号公報）

甲 1 3 には、携帯用の錠剤収納容器などにおいて、収納物（錠剤）の出し入れと収納を簡便かつ合理的に行えるように（【0001】～【0004】）、半開状態と全開状態を容易に形成できる容器に関するものであって、本体 2 と、該本体 2 の一方に出し入れ可能に取付けた引出ケース 3 とからなり（【0006】【0007】）、本体 2 の下側本体 2 B の開口側端部内面の対向位置には、一对の係合突起 1 0、1 0 が上向きに突設され、引出ケース 3 の側壁 1 1 の中間部外面には、略半円弧状の係合面を備えた凸部 1 4 が突設され、該凸部 1 4 は前記係合突起 1 0 と係合可能にされていて、引出ケース 3 を半開可能にされ、また、引出ケース 3 を強く押し引きすることで、前記突起 1 0 の係合面を摺り抜け、それらの係合を解除可能にし、側壁 1 1 の後端部には前記凸部 1 4 よりも外側に突出した係止突起 1 5 が設けられ、該突起 1 5 は引出ケース 3 の全開操作時に係合突起 1 0 と係合可能にされていて、それらの係合を介し引出ケース 3 の全開状態を保持可能にしている（【0010】～【0012】）、という技術が記載されている。

なお、上記において、部材等に付した番号は、別紙審決書写しの 2 3 頁の図 9 及び 1 1 記載の部材等の番号である。

（ウ） 甲 1 4 （実公昭 1 1 - 3 8 3 6 2 号公報）

甲 1 4 には、巻煙草、妻楊枝などの懐中容器に関するものであって、外函 1 中に内函 2 を挿入し、内函 2 側壁に回転する蓋体 5 を設け、外函 1 が摺動する方向に延びた長孔 9 を外函 1 に形成し、内函 2 に設けた内函操縦用の摘子 1 0 を長孔 9 に係合したもので、長孔 9 の範囲内で摘子 1 0 を操作して、内函 2 または外函 1 を摺動させ、外函 1 に設けた切欠 1 1、1 2 に対して、蓋体 5 の脚 6、7 を嵌入させ又は脱出させることにより、蓋体 5 の開閉操作を行うようにした技術が記載されている。

なお、上記において、部材等に付した番号は、別紙審決書写しの 2 3 頁の「第一圖」記載の部材等の番号である。

（エ） 甲 5 1 （特開平 1 1 - 1 0 4 0 0 2 号公報）

甲 5 1 には、ホルダー本体に形成したスライドスリットにキャップ体のスライド

板の内側に形成した嵌合穴に組立ピンを挿入する（【0005】ことにより、ホルダー本体を使用する際に、キャップを分離することなく使用することができる（【0004】）キーホルダーについての技術が記載されている。

（オ） 甲52（実開昭61-112990号公報）

甲52には、ストッパ突起とストッパ溝を係合させて、ケース本体に対し蓋を摺動自在にし、かつ分離不能にしたシャープペンシルの芯ケースについての技術が記載されている。

（カ） 甲53（登録実用新案第3019866号公報・発行日平成8年1月12日）

甲53には、噛合板1dに固定されるピンを噛合板1cに形成された長孔に係合させることで、2つの噛合板1c、1dをスライド可能にし、かつ分離不能に保持したレザーバンド用の三つ折れ金具についての技術が記載されている。

（キ） 甲54（特開平6-38813号公報）

甲54には、ばねバンド17に形成された長孔に、ばねバンド18に固定されているリベットが係合し、ばねバンド17とばねバンド18とがスライド可能かつ分離不能に保持する飾りバンドについての技術が記載されている。

イ 以上のとおりであって、殊に甲51ないし54には、部材同士をスライド可能に係合しているものにおいて、ピンと長孔または長溝を係合させることにより、部材同士をスライド可能かつ分離不能に保持する構造が記載されており、甲12ないし14にも同様の技術が記載されているといえることができる。

(3) 次に、前記(2)の甲12ないし14及び51ないし54の技術を引用発明1に適用することの容易性について検討する。

ア 引用例1（甲8）に前記第2の3(3)アの引用発明1が記載されていることは当事者間に争いがない。

そして、引用例1（甲8）には、図7（別紙2のFIG. 7参照）の実施例に関して、概略、以下の記載がある。

図7はロックインターフェース55の他の態様を示す。ロックインターフェース55は本体部205を有する固定心棒200を含む。本体部205は孔210、2つの係合部材（係合部材215と係合部材220）、首部225、および頭部230を含む。固定心棒200の垂直2側はそれぞれ係合部材215と係合部材220を形成する。首部225はスロット15への頭部230の完全挿入を可能にする壁10の厚みを越える長さを有する。頭部230はスロット15に適合する形状を有するのが好ましい。ロックインターフェース55は、また、本体部245を有するロック心棒240を含む。本体部245は孔250、2つの係合部材（係合部材255と係合部材260）、およびロックピン265を含む。ロック心棒240の湾曲部は係合部材255および係合部材260を形成する。

操作時に、使用者は頭部230をスロット15と整合させて頭部230をスロット15へ挿入する。頭部230とスロット15との不整合により頭部230と壁10の内面20とが係合し、それによりロックインターフェース55のコンピュータ5からの除去を阻止する。ロックピン265のスロット15への続く挿入が頭部230とスロット15の再整合を阻止する。係合部材220の係合部材255上、および係合部材215の係合部材260上の摺動によりロック心棒240と固定心棒200とが係合する。

好適態様において、ロックピン265を含む首部225の寸法はスロット15の小寸法側42の寸法を越え、スロット15内のユニットとしてのロック心棒240および固定心棒200の回転を阻止し、それにより頭部230のスロット15への再整合を阻止する。ロック機構30の孔210および孔250への挿入が固定心棒200とロック心棒240との係合を維持し、かつコンピュータの定着物への係止に使用されうる。（甲8・14頁9行目～15頁3行目）

イ 前記アによれば、引用例1には、まず固定心棒200の頭部230をスロット15に挿入し、挿入後、この頭部230とスロット15とが不整合状態を保つことにより、スロット15から頭部230が抜けるのを防止するために、ロック心棒

240のロックピン265がスロット15へ続いて挿入され、その際、係合部材220の係合部材255上、及び係合部材215の係合部材260上の摺動によりロック心棒240と固定心棒200とが係合することが記載されていることが認められる。

なお、前記アの図7に関する説明中には、ロック機構30について、「ロック機構30の孔210および孔250への挿入が固定心棒200とロック心棒240との係合を維持し、かつコンピュータの定着物への係止に使用されうる。」とのみ記載され、孔210及び孔250へ挿入されるロック機構30とはいかなるものかが必ずしも明らかではないが、引用例1の他の実施例の記載からみて、それはロック機構30のケーブル35と認めるのが相当であり、この点は当事者間に争いが無い。

そうすると、引用発明1は、まず固定心棒200の頭部230をスロット15に挿入した後、ロック心棒240のロックピン265をスロット15へ挿入し、固定心棒200の孔210とロック心棒240の孔250へとロック機構30のケーブル35を挿入することにより、固定心棒200とロック心棒240との係合を維持するものであるが、この固定心棒200とロック心棒240との係合は、ロック機構30によるものだけではなく、固定心棒200の係合部材220、215とロック心棒240の係合部材255、260との係合によるものでもあることが明らかである。したがって、引用発明1の固定心棒200の係合部材220、215とロック心棒240の係合部材255、260とは、ロックインターフェース55をコンピュータ5に取り付けた状態で、固定心棒200とロック心棒240とを係合させるための部材であると認められる。

一方、引用例1の図7に係る前記アの記載や図7をみても、固定心棒200の係合部材220、215と、ロック心棒240の係合部材255、260とが互いに常時係合している状態を保つことに関する構成は何ら記載されていないから、引用発明1は、固定心棒200とロック心棒240とを分離不能に保持するものではなく、上記のとおり、固定心棒200の係合部材220、215とロック心棒240

の係合部材 255, 260 は, ロックインターフェース 55 をコンピュータ 5 に取り付けた状態において互いに係合させるための機構とすることができる。

そうすると, 引用発明 1 は, 固定心棒 200 とロック心棒 240 とを分離不能に保持するものではなく, またそのような構成を開示又は示唆する記載も引用例 1 にはないから, 引用発明 1 において, 固定心棒 200 とロック心棒 240 とを分離不能に保持する構成を採用する動機がないというべきである。また, 甲 12 ないし 14 及び 51 ないし 54 に記載されるような, 部材同士をスライド可能に係合しているものにおいて, ピンと長孔又は長溝に係合させることにより, 部材同士をスライド可能かつ分離不能に保持する構造が周知・慣用技術であったとしても, 上記各書証に開示された技術は, 盗難防止用連結具という技術分野に関する引用発明 1 とは技術分野及び技術的課題が異なるものである上, 発明が解決しようとする課題, 発明の目的, 課題を解決するための手段, 基本構成及び使用態様等が, いずれも引用発明 1 とは異なるものであって, 引用発明 1 に当該技術を適用して, 固定心棒 200 とロック心棒 240 とを分離不能に保持する構成を採用する動機付けがないというべきである。したがって, 甲 12 ないし 14 及び 51 ないし 54 に開示された技術を引用発明 1 に適用することが当業者にとって容易であったということはできない。

(4) 以上によれば, 本件発明 1 に係る相違点 2 について, 周知・慣用技術を適用する動機付けがなく, 当該技術を適用して相違点 2 に係る本件発明 1 の構成を採用することは容易想到とはいえないとした本件審決の判断に誤りはなく, 原告主張に係る取消事由 2 は理由がない。

4 取消事由 3 「無効理由 2 (進歩性欠如) (その 1) における本件発明 1 の容易想到性の判断の誤り (甲 9 技術の係合構造の適用)」について

(1) 本件発明 1 に係る取消事由 3 について検討する。

原告は, 甲 9 技術 (別紙 4 参照) の連結具と引用発明 1 の連結具とは同種の連結具である上, 甲 9 技術のピン 44 と溝 66 との係合構造を引用発明 1 に適用する際

に特別な創意工夫は必要とされないのであるから、甲9技術において、主要2部品であるスピンドル46とハウジング36とが相対的にスライド可能かつ分離不能に保持されているのと同様に、引用発明1において、主要2部品である固定心棒200とロック心棒240とを分離不能に保持するように、甲9技術を適用することは容易であり、当業者であれば、相違点2の構成について本件発明1は容易に想到できる旨主張する。

(2) そこで検討するに、甲9に前記第2の3(5)の甲9技術が記載されていることは当事者間に争いが無い。

甲9には、「機構12が図3に示されるように組立てられた時、交差部材54とシャフト52とはシャフトのいずれかの側のピン60と共に開口41を通りハウジング36（甲9の「46」は明らかな誤記である。）を越えて外側に延びる。ピン44はスピンドル46の溝66と係合しそれによりこの機構がピンを取外すことなしには分解できないようにする。ピン44の頭部はハウジング36の表面のボス67の形状に一致しておりそれによりピンが特別の用具なしでは取外すことができないようにする。溝66が予め選択された幅を有しピン44が係合されたハウジング36に対するスピンドル46の限定された軸方向の運動を可能にしそれによりハウジングに対する交差部材54の軸方向の位置がある程度調節できるようにする。」（甲9・14頁15行目～23行目）との記載がある。したがって、甲9には、ピン44と溝66とを係合させて、溝66の長さ及び延在方向の設定により、ピン44と一体のハウジング36に対するスピンドル46の可動範囲及び可動方向を設定することが記載されているといえることができる。

しかし、他方、甲9技術は、ピン60を含む当接機構56に対して、末端に交差部材54があるスピンドル46が約90°回転することにより、取り付け機構12をコンピュータ装置の構成要素に取り付け及び取り外しができる安全装置であって、内部円筒状空洞38を有し一端に環状プレート40が形成されたハウジング36の環状プレート40側に当接機構56が受け入れられ、環状プレート40の反対側か

らスピンドル46が円筒状空洞38の内部に嵌り、前記ピン44によりハウジング36とスピンドル46が係合するものであることが認められる。したがって、当接機構56とスピンドル46とは分離不能に保持されているといえるが、これは、上記のとおり、当接機構56とスピンドル46とをハウジング36に受け入れ、ピン44によってスピンドル46をハウジング36の内部に嵌めて、スピンドル46とハウジング36により当接機構56を一体にしたことによるものである。

その結果、甲9技術は、上記のとおり、ハウジング36と一体のピン44をスピンドル46の溝66に係合させ、スピンドル46とハウジング36の一端にある環状プレート40の間に当接機構56を挟み込むことで、スピンドル46、当接機構56及びハウジング36を一体に保持できるようにし、さらに、スピンドル46と当接機構56とは、交差部材54の挿入方向に沿って相対的にスライド可能なものではなく、交差部材54の挿入方向を軸とする回転軸回りに相対的にスライド可能なものとしたことが認められる。

したがって、引用発明1と甲9技術とは、引用発明1がロックインターフェース55をコンピュータ5に取り付けるときに、固定心棒200とロック心棒240とを固定心棒200の頭部230の突出方向にスライド可能にするものであるのに対して、甲9技術は、交差部材54の突出方向を回転軸の方向として、当接機構56とスピンドル46とが相対的にスライド可能なものとしている点で異なる。そして、スライド可能な方向がそれぞれ異なるために、引用発明1及び甲9技術において、各部材を分離不能とする構成を考えるに当たっても、必要となる構成はそれぞれ異なるものとならざるを得ない以上、引用発明1に甲9技術の構成を適用することは、当業者にとって容易なものといえることはできない。すなわち、甲9技術は上記のようなスライドを可能とするための構成として、ハウジング36やピン44を備え、ハウジング36の環状プレート40と、ピン44によりハウジング36と係合するスピンドル46とで、当接機構56を挟み込むようにして、これらの部材を分離不能に保持しているが、このような構成は、甲9技術が交差部材54の突出方向を回

転軸の方向としてスライド可能にしつつ、分離不能に保持するためのものであって、スライドする方向が異なる引用発明 1 にそのまま適用することが当業者にとって容易なものということとはできない。

(3) 以上によれば、引用発明 1 に対して甲 9 技術を具体的にどのように適用すれば、相違点 2 の構成が得られるかを当業者は理解することができないとして、容易想到性を否定した本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由 3 は理由がない。

5 取消事由 4「無効理由 2（進歩性欠如）（その 1）における本件発明 2 の容易想到性の判断の誤り」について

前記 2 (3) のとおり、本件発明 2 は、本件発明 1 に、主プレートと補助プレートの差し込み片と回止め片とを重ねた状態で互いに対応一致する位置の係止部に固定構造物への連結ケーブルを取り付け又は錠を用いてケーブルを連結することと、補助プレートがコ字状であるとの構成を付加するほかは、本件発明 1 と実質的に同一であるから、前記 3 及び 4 において本件発明 1 と引用発明 1 との相違点 2 について説示した内容は、すべて本件発明 2 についても妥当する。そうすると、本件発明 2 に係る相違点 4（相違点 4 は相違点 2 と基本的に同じである。）の構成について容易に想到し得ることとはいえないとした本件審決の判断に誤りはないから、相違点 3 の容易想到性について検討するまでもなく、本件発明 2 が引用発明 1 及び周知・慣用技術又は甲 9 技術に基づいて容易に発明をすることができたものではないとした本件審決の判断に誤りはない。

したがって、原告主張に係る取消事由 4 は理由がない。

6 取消事由 5「無効理由 2（進歩性欠如）（その 1）における本件発明 5 の容易想到性の判断の誤り」について

前記 2 (3) のとおり、本件発明 5 の請求項 5 は、本件発明 1 又は 2 の請求項 1 又は 2 の従属項であって、補助プレートがコ字状であり主プレートがスライド可能に嵌る凹部空間を形成していること、係止部が主プレートと補助プレートの差し込み片

と回止め片とを重ねた状態のときに一致して貫通するように開設された孔であり、該孔に錠又はケーブルを通すことによって、主プレートと補助プレートの相対的なスライドを妨げて固定されるとの構成を付加するほかは、本件発明 1 又 2 の発明特定事項をすべて含むものであるから、前記 3 及び 4 において本件発明 1 と引用発明 1 との相違点 2 について説示した内容は、すべて本件発明 5 についても妥当する。そうすると、本件発明 5 に係る相違点 4（相違点 4 は相違点 2 と基本的に同じである。）の構成について想到することが容易ではないとした本件審決の判断に誤りはないから、相違点 5 の容易想到性について検討するまでもなく、本件発明 5 が引用発明 1 及び周知・慣用技術又は甲 9 技術に基づいて容易に発明をすることができたものではないとした本件審決の判断に誤りはない。

したがって、原告主張に係る取消事由 5 は理由がない。

7 取消事由 6「無効理由 2（進歩性欠如）（その 2）における本件発明 1，2 及び 5 の容易想到性の判断の誤り（周知・慣用技術の適用）」について

(1) 本件発明 1 に係る取消事由 6 について検討する。

原告は、盗難防止用の連結具に限らず、分離を目的としていない別個独立の部品で構成された器具等において、取扱性の向上、分解防止、紛失防止等は、自明な課題であり、甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 の技術は、部材同士をスライド可能に係合させて用いる点が引用発明 2 と共通し、部材同士がスライド可能かつ分離不能に保持されることにより、取扱性の向上、紛失防止が図られる周知・慣用技術であるから、当業者であれば、引用発明 2 に上記周知・慣用技術を適用することは容易であり、相違点 a の構成について本件発明 1 は容易に想到できる旨主張する。

(2) そこで検討するに、引用例 2（甲 1 1）に前記第 2 の 3 (4) アの引用発明 2 が記載されていることは当事者間に争いが無い。

そして、引用例 2（甲 1 1）には、FIG. 9 A, FIG. 9 B, FIG. 9 C に関連するものとして、概略、以下の記載がある（別紙 3 参照）。

ア 「図 9 A, 9 B 及び 9 C に、本発明の連結具に係る第 3 実施形態を例示して

いる。図9 Aは、第3実施形態に係る挿入プレート1の斜視図である。図9 Aの挿入プレート1は、タブ2と中子7の2つの基部を有しており、これらは図5に示した挿入プレートと実質的に同じであり、図5に示した挿入プレートを参照して図示されている。中子7の末端に取り付けられているのは、ロック部材15であり、タブ2により定められる同一平面内に配置されている。ロック部材15、タブ2及び中子7はすべて、単一の部材で構成されている。

ロック部材15は、それが挿入されるセキュリティスロットよりも僅かに小さく作られている。本実施形態では、セキュリティスロットの長さは幅よりも長い。操作の際、ロック部材15は、ロック解除状態では、セキュリティスロットへ挿入される。そして、中子の取付け端6により、タブ2のいかなる部分もスロットへ挿入されることが防止される。ロック部材15は、次に回転することにより、すなわち装置の内側の外殻の表面に係合して、ロック状態へ移る。

図9 Bは、図9 Aに示した挿入プレートに合わさるように適合されるサドル3の斜視図を示している。サドル3は、図6に示したサドルと類似しており、詳細は前述のとおりである。フラップ30の実質的な直線端から伸長して、1つ以上のピン34になっている。好ましい実施形態では、各フラップ30からの下端の略中央から1つのピン34が伸長している。各フラップ30は、挿入板1の前側及び後側と対になる内側合わせ面32を有している。フラップ30は、プレート1と高さ及び幅を一致させた大きさにしていることが好ましい。

図9 Cは、本発明の第3実施形態に係る連結具の組み立て状態の斜視図である。サドル3は、挿入プレート1上を無理なくスライドする。ピン34は、中子7と隣接した位置にあり、ロック部材15の下側に伸びている。ロック部材15が、ロック状態に移っているときは、ピン34は、ロック解除状態に戻らないように、ロック部材15と隣接してスロットに挿入されている。」(甲11翻訳文13頁27行目～14頁15行目)

イ 図9 A、9 B及び9 C記載の実施形態とは異なる実施例に関するものとして、

以下の(ア)及び(イ)の記載があるが、これらは図9 A、9 B及び9 C記載の実施形態についても妥当するものと解される。

(ア) 「フラップ30もまた、1つの挿入プレート1又は2つの挿入プレート1を確実に覆うための取付け機構11を含んでいる。好ましい実施形態では、取付け機構11は、フラップに開口を形成した部分であり、この開口は挿入プレート1に形成された開口14に対応する寸法を有し、かつ開口14に対応する位置に配置されている。開口11を開口14に合わせると、ケーブル又は南京錠のアームを、組み合わせた器具を通過させて挿入することができる。代替実施形態では、開口の大きさ及び形状は、特定のケーブル又はロック器具による。」(甲11翻訳文12頁34行目～13頁4行目)

(イ) 「ロック部材15は、スロット19の形状を横切る状態に移っており、ロック部材15の上面は、外殻17の内側面に係合している。ロック部材15のロック状態を確実にするために、サドル(図示せず)から伸びたピン34は、ロック部材34に隣接して挿入されている。ロック部材15の中央部とピン34との結合は、スロット19と相補的な形状を形成している。一旦、決まった位置にロックされると、ロック部材15は、スロット19から取り出すことも引き出すこともできなくなる。」(甲11翻訳文14頁32行目～15頁2行目)

(3) 前記(2)の記載及び別紙3の図9 Aないし9 C (FIG. 9 A, FIG. 9 B, FIG. 9 C)によれば、引用発明2は、セキュリティスロット19に挿入プレート1のロック部材15を挿入した後、セキュリティスロット19を横切る状態にロック部材15がなるように挿入プレート1を回転させ、その後、ピン34がロック部材15に隣接してセキュリティスロット19に挿入されるように、サドル3を挿入プレート1の上にスライドさせ、挿入プレート1に形成された開口14にサドル3に形成された開口11を合わせた状態で、ケーブル又は南京錠のアームを挿入して、機器の外殻17に設けられたセキュリティスロット19に連結される機器であることが認められる。

そして、上記の引用発明 2 に開示された取付方法及び引用例 2 記載の図によれば、引用発明 2 は、サドル 3 を挿入プレート 1 の上にスライドさせて、セキュリティスロット 1 9 にサドル 3 のピン 3 4 を挿入するものではあるが、挿入プレート 1 とサドル 3 とを常時係合する状態に保つことに関する構成は何ら記載されていないことから、両部材を分離不能に保持するものではないことが明らかである。

そうすると、引用発明 2 は、挿入プレート 1 とサドル 3 とを分離した状態で、挿入プレート 1 を先にセキュリティスロット 1 9 に挿入し、その後にサドル 3 をスライド係合させるものであって、両部材を分離不能に保持するものではなく、またそのような構成を開示又は示唆する記載も引用例 2 にはないから、引用発明 2 において、両部材を分離不能に保持する構成を採用する動機がないというべきである。また、甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 に記載されるような、部材同士をスライド可能に係合しているものにおいて、ピンと長孔または長溝に係合させることにより、部材同士をスライド可能かつ分離不能に保持する構造が周知・慣用技術であったとしても、上記各書証に開示された技術は、盗難防止用連結具という技術分野に関する引用発明 2 とは技術分野及び技術的課題が異なるものである上、発明が解決しようとする課題、発明の目的、課題を解決するための手段、基本構成及び使用態様等が、いずれも引用発明 2 とは異なるものであって、引用発明 2 に当該技術を適用して、挿入プレート 1 とサドル 3 とを分離不能に保持する構成を採用する動機付けがないというべきである。したがって、甲 1 2 ないし 1 4 及び 5 1 ないし 5 4 に開示された技術を引用発明 2 に適用することが当業者にとって容易であったということとはできない。

以上によれば、本件発明 1 に係る相違点 a について周知・慣用技術を適用する動機付けがなく、当該技術を適用して相違点 a に係る本件発明 1 の構成を採用することは容易想到とはいえないとした本件審決の判断に誤りはない。

(4) そして、前記(1)ないし(3)において本件発明 1 と引用発明 2 との相違点 a について説示した内容は、前記 2 (3) 及び 5 と同様に、すべて本件発明 2 に係る相違点

b（相違点 b は相違点 a と実質的に同じである。）についても妥当するとともに、前記 2 (3) 及び 6 と同様に、すべて本件発明 5 に係る相違点 a 及び b についても妥当する。

(5) 以上のとおりであるから、本件発明 1, 2 及び 5 が、引用発明 2 及び周知・慣用技術に基づいて容易に発明をすることができたものではないとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由 6 は理由がない。

8 取消事由 7 「無効理由 2（進歩性欠如）（その 2）における本件発明 1, 2 及び 5 の容易想到性の判断の誤り（甲 9 技術の係合構造の適用）」について

(1) 本件発明 1 に係る取消事由 7 について検討する。

原告は、甲 9 技術の連結具と引用発明 2 の連結具とは同種の連結具である上、甲 9 技術（別紙 4 参照）のピン 4 4 と溝 6 6 との係合構造を引用発明 2 に適用する際に特別な創意工夫は必要とされないのであるから、甲 9 技術が主要 2 部品であるスピンドル 4 6 とハウジング 3 6 とが相対的にスライド可能かつ分離不能に保持されているのと同様に、引用発明 2 において、主要 2 部品である挿入プレート 1 とサドル 3 とを分離不能に保持するように、甲 9 技術を適用することは容易であり、当業者であれば、相違点 a の構成について本件発明 1 は容易に想到できる旨主張する。

(2) しかし、前記 7 で検討したとおり、引用発明 2 は、セキュリティスロット 1 9 に挿入プレート 1 のロック部材 1 5 を挿入した後、セキュリティスロット 1 9 を横切る状態にロック部材 1 5 になるように挿入プレート 1 を回転させ、その後、ピン 3 4 がロック部材 1 5 に隣接してセキュリティスロット 1 9 に挿入されるように、サドル 3 を挿入プレート 1 の上にスライドさせるものであるが、この挿入プレート 1 の上にサドル 3 をスライドさせる方向は、ピン 3 4 をセキュリティスロット 1 9 に挿入する必要があることから、セキュリティスロット 1 9 への挿入プレートの挿入方向である。換言すれば、挿入プレート 1 とサドル 3 とは、挿入プレートのロック部材 1 5 の突出方向にスライド可能にするものであることが認められ、この引用発明 2 のサドル 3 をスライドさせる方向は、引用発明 1 と同様の方向である。

これに対して、前記4で検討したとおり、甲9技術においては、スピンドル46と当接機構56とは、交差部材54の挿入方向に沿って相対的にスライド可能にするものではなく、交差部材54の挿入方向ないし突出方向を軸とする回転軸回りに相対的にスライド可能なものとしている点で異なっている。このように、甲9技術は、スピンドル46と当接機構56が交差部材54の突出方向を回転軸とする方向に回転スライド可能にしたものであって、そのために分離不能にするための構成として、ハウジング36の環状プレート40とスピンドル46との間に当接機構56を挟み込み、スピンドル46の溝66にハウジング36と一体としたピン44を係合させたものであるが、このような構成は、甲9技術が交差部材54の突出方向を回転軸の方向としてスライド可能にしつつ、分離不能に保持するためのものであって、スライドする方向が異なる引用発明2にそのまま適用することは、当業者にとって容易なものとはいふことはできない。

したがって、前記4において検討したのと同様に、引用発明2に甲9技術を適用することは容易であるとはいえず、本件発明1に係る相違点aについて容易想到といふことはできない。

(3) そして、前記(1)及び(2)において本件発明1と引用発明2との相違点aについて説示した内容は、前記2(3)及び5又は6と同様に、すべて本件発明2に係る相違点b及び本件発明5に係る相違点a及びbについても妥当する。

(4) 以上のとおりであるから、本件発明1、2及び5が、引用発明2及び甲9技術に基づいて容易に発明をすることができたものではないとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由7は理由がない。

9 取消事由8「本件発明1ないし5について無効理由3（サポート要件違反）の判断の誤り」について

(1) 本件発明1に係る取消事由8について検討する。

特許法36条6項1号は、特許請求の範囲の記載について、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることを要件とし、発明の詳細な説

明において開示された技術的事項と対比して広すぎる独占権の付与を排除している
のであるから、特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かは、特許請
求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載され
た発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により
当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、
発明の詳細な説明に記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該
発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべ
きものと解される。

そこで、特許請求の範囲の記載と本件明細書の発明の詳細な説明の記載とを対比
するに、本件発明 1 の特許請求の範囲の記載は前記第 2 の 2 (1) のとおりである。そ
して、本件明細書の発明の詳細な説明には、前記第 4 の 1 (1) のとおり、①「スリッ
ト 8 2 は、図 1 に示すように、ノート型パソコン 8 0 の下面に近い側部に形成され
ているから、両手で連結具 9 0 を取り付ける操作は困難であり、作業性が悪い問題
があった。」(【0003】)、「本発明の目的は、片手で簡単に取付けできるノート型
パソコン等の器具の盗難防止用のケーブル連結具を提供することである。」(【000
5】)、「主プレート 2 0 と補助プレート 4 0 は、スライド可能に係合して構成さ
れているから、片手で連結具 1 0 を掴んで、主プレート 2 0 の抜止め片 2 6 をスリ
ット 8 2 に挿入して 9 0 度回転させ、そのまま、補助プレート 4 0 の回止め片 4 4
を差込片 2 4 と重なるようにスリット 8 2 に押し込むだけで、連結具 1 0 をスリッ
ト 8 2 に取付けでき、作業性が良好である。」(【0007】)、「ベース板 2 2 は、矩
形の板体であって、後述する補助プレート 4 0 とスライド可能に係合するための一
対の長孔 3 8、3 8 がスリット 8 2 への挿入方向と平行な向きに開設されている。
長孔 3 8、3 8 は、本体ケーシング 8 4 の厚さとほぼ同じ長さを有しており、後述
するとおり、補助プレート 4 0 のピン孔 5 8、5 8 に嵌められたスプリングピン 6
0、6 0 がスライド可能に嵌まっている。」(【0010】)、「連結具 1 0 を装着する
には、まず、図 6 に示すように、補助プレート 4 0 をずらして下げ、主プレート 2

0を補助プレート40の先端から突出させる。…この状態で、抜止め片26をスリット82に位置合わせし、その儘、抜止め片26及び差込片24をスリット82に挿入する。スリット82に差込片24まで挿入した後、連結具10を左右何れかに90度捻る。」(【0018】)、「次に、図8に示すように、補助プレート40を主プレート20に対して本体ケーシング84側に押し込み、回止め片44をスリット82に差し込んで、係止孔36、56どうしを位置合わせする。補助プレート40をスライドさせることによって、差込片24と回止め片44が重なり、連結具10の回転が阻止される。」(【0019】)、③「上記連結具10によれば、連結具10のスリット82への差込みを片手で行なうことができるから、作業性にすぐれ、また、主プレート20と補助プレート40は、離脱不能であるから、一方の部品を紛失することもない。」(【0021】)との記載がある。

これらの記載から、当業者であれば、①の課題を解決するために、②の解決手段を備え、③の効果を奏する発明を認識できるから、そのための構成として、スライド可能に係合し、分離不能に保持される主プレートと補助プレートについては様々な構成を想定することができるところ、本件発明1は、本件明細書の発明の詳細な説明から想定できる主プレートと補助プレートの構成について記載された発明であって、その記載により当業者が本件発明1の課題を解決できると認識できる範囲のものである。

そうすると、本件発明1の特許請求の範囲の記載について、特許法36条6項1号(サポート要件)違反は認められない。

(2) 原告は、この点について、本件発明1の「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持され」は、機能的な表現であり、構造的機構は何ら規定されていないところ、「請求項に係る発明」は、スライドが円弧運動である構成も含み得ることになるが、本件明細書には、スライドが直線スライドの構成しか開示されておらず、円弧運動に相当する構成は一切開示されていないし、回転スライドを実施し得る新

たな設計の示唆となる記載は全く見当たらないから、本件発明1はサポート要件に違反する旨主張する。

しかし、本件発明1がサポート要件に違反するものでないことは、前記(1)のとおりであって、原告の上記主張は理由がない。この点においても、確かに「スライド」は、直線運動だけでなく円弧運動をも一般的に包含する概念ではあるけれども、本件発明1の特許請求の範囲に属するものといえるためには、「スライド可能に係合し且つ分離不能に保持され」との構成要件のほかにも、本件発明1のその他の構成要件をもすべて充足しなければならないものであるから、かかる本件発明1の構成要件をすべて充足するようなスライドの態様が円弧運動である装置の具体的な構成を何ら明らかにすることなく、単にスライドの態様には円弧運動を含む構成が本件発明1の特許請求の範囲に含まれ得るとし、このようにスライドの態様が円弧運動となる技術事項が発明の詳細な説明に実施し得る程度に記載されていないためにサポート要件違反であるとする原告の上記主張は主張自体失当というべきである。

(3) そして、本件発明2は、前記2(3)のとおり、本件発明1の発明特定事項を実質的にすべて含みその他の限定を付するものであるから、前記(1)及び(2)において本件発明1について説示した内容は、すべて本件発明2についても妥当する。

また、本件発明3の請求項3は本件発明2の請求項2の、本件発明4の請求項4は本件発明1ないし3の請求項1ないし3の、さらに本件発明5の請求項5は請求項1ないし4のそれぞれ従属項であるから、前記(1)及び(2)において本件発明1について説示した内容は、同様に、すべて本件発明2ないし5についても妥当する。

(4) 以上によれば、本件発明1ないし5について、サポート要件違反はないとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由8には理由がない。

10 取消事由9「本件発明1ないし5について無効理由4（明確性要件違反）の判断の誤り」について

(1) 本件発明1に係る取消事由9について検討する。

本件発明1の特許請求の範囲（請求項1）の記載によれば、当業者は、主プレー

トと補助プレートがパソコン等の器具の本体ケーシングに開設された盗難防止用のスリットに挿入される盗難防止用連結具の構成要素であることを理解できるし、また、「主プレートは、ベース板と、該ベース板の先端に突設した差込片と、該差込片の先端に側方へ向けて突設された抜止め片とを具え」るものとして、「補助プレートは、主プレートに対して、前記主プレートの差込片の突出方向に沿ってスライド可能に係合したスライド板と、該スライド板を差込片の突出方向にスライドさせたときに、差込片を挟んで重なり、逆向きにスライドさせたときに、差込片との重なりが外れるようにスライド板の先端に突設された一对の回止め片とを具え」るものとして、さらに「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持され」るものとして、いずれも明確に特定されており、これらの記載によれば、当業者は、主プレート、補助プレート、主プレートと補助プレートの関係も理解することができる。

そうすると、請求項1の記載から本件発明1の内容を明確に把握することができるから、本件発明1の特許請求の範囲の記載について、特許法36条6項2号（明確性要件）違反は認められない。

(2) 原告は、この点について、「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ両プレートは分離不能に保持され」は機能的な表現であり、構造的機構は何ら規定されていないので、個々の記載が明確であっても、それだけでは「発明の範囲」が明確であるとはいえず、本件明細書の記載を考慮しても、「スライド可能に係合」なる構成、「分離不能に保持」なる構成がどこまでの範囲のものであるのかが明確ではなく、例えば、「スライド可能に係合」なる構成、「分離不能に保持」なる構成に、補助プレートが主プレートに対して回転軸を中心とした円の円弧方向に移動（回動）する構成が含まれるのかどうかは明確ではない旨主張する。

しかし、本件発明1が明確性要件に違反するものでないことは、前記(1)のとおりであって、原告の上記主張は理由がない。そもそも特許請求の範囲及び発明の詳細

な説明には、特許請求の範囲に含まれる発明を全て例示する必要はなく、また特許請求の範囲に含まれない発明についてもこれを例示する必要もない。そして、明確性要件との関係であれば、「スライド」には、直線運動に限らず円弧運動であってもそれ以外の態様のスライドであっても、「スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ分離不能に保持され」ているものであれば、その限度で本件発明 1 の上記構成要件を充足することは、上記文言の通常の使用に照らし明らかであって、何ら不明確な点はない。

(3) そして、前記(1)及び(2)において本件発明 1 について説示した内容は、前記 9 (3)と同様に、すべて本件発明 2 ないし 5 についても妥当する。

(4) 以上によれば、本件発明 1 ないし 5 について、明確性要件違反はないとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由 9 には理由がない。

1 1 取消事由 1 0 「本件発明 1 ないし 5 について無効理由 5 (実施可能要件違反) の判断の誤り」について

(1) 本件発明 1 に係る取消事由 1 0 について検討する。

原告は、この点について、「スライド可能に係合」なる構成及び「分離不能に保持」なる構成は、いずれも機能的な表現がされているので、「スライド可能に係合」なる構成は、「スライド可能に係合」なる構成のすべてを含み得ることになり、「分離不能に保持」なる構成は、「分離不能に保持」なる構成のすべてを含み得ることになり、例えば、「スライド可能に係合」なる構成は、直線方向にスライドする構成のみならず、補助プレートが主プレートに対して回転軸を中心とした円の円弧方向に移動(回転)する構成も含み得ることになるおそれがあるところ、本件明細書には、従来技術及び実施例のいずれにおいても、上記のような両プレートが回転軸を中心とした円の円弧方向に移動する構成は開示されておらず、これが実施可能な程度に記載されていない旨主張する。

(2) しかし、本件発明 1 の特許請求の範囲は、スライド可能に係合の点について、「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライ

ド可能に係合し」として、「スライド可能に係合」なる構成のすべてを含むものではなく、少なくとも「スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能」であるとの限定を付しているものである。そして、本件の発明の詳細な説明には、前記9でもみたとおり、「主プレートと補助プレートとを、スリットへの挿入方向に沿って相対的にスライド可能に係合し且つ分離不能に保持され」との技術事項を含む本件発明1を当業者が実施できる程度に記載されているといえることができる。

そして、原告の前記(1)の主張は、本件発明1の構成要件をすべて充足するようなスライドの態様が円弧運動である装置の具体的な構成を何ら明らかにすることなく、単にスライドの態様には円弧運動を含む構成が本件発明1の特許請求の範囲に含まれ得るとし、このようにスライドの態様が円弧運動となる技術事項が発明の詳細な説明に実施し得る程度に記載されていないために実施可能要件違反であるとする主張であって、前記9(2)と同様に、主張自体失当というべきである。

そうすると、本件発明1について、平成11年法律第160号による改正前の特許法36条4項の実施可能要件違反は認められない。

(3) そして、前記(1)及び(2)において本件発明1について説示した内容は、前記9(3)と同様に、すべて本件発明2ないし5についても妥当する。

(4) 以上によれば、本件発明1ないし5について、実施可能要件違反はないとした本件審決の判断に誤りはなく、原告主張に係る取消事由10には理由がない。

12 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

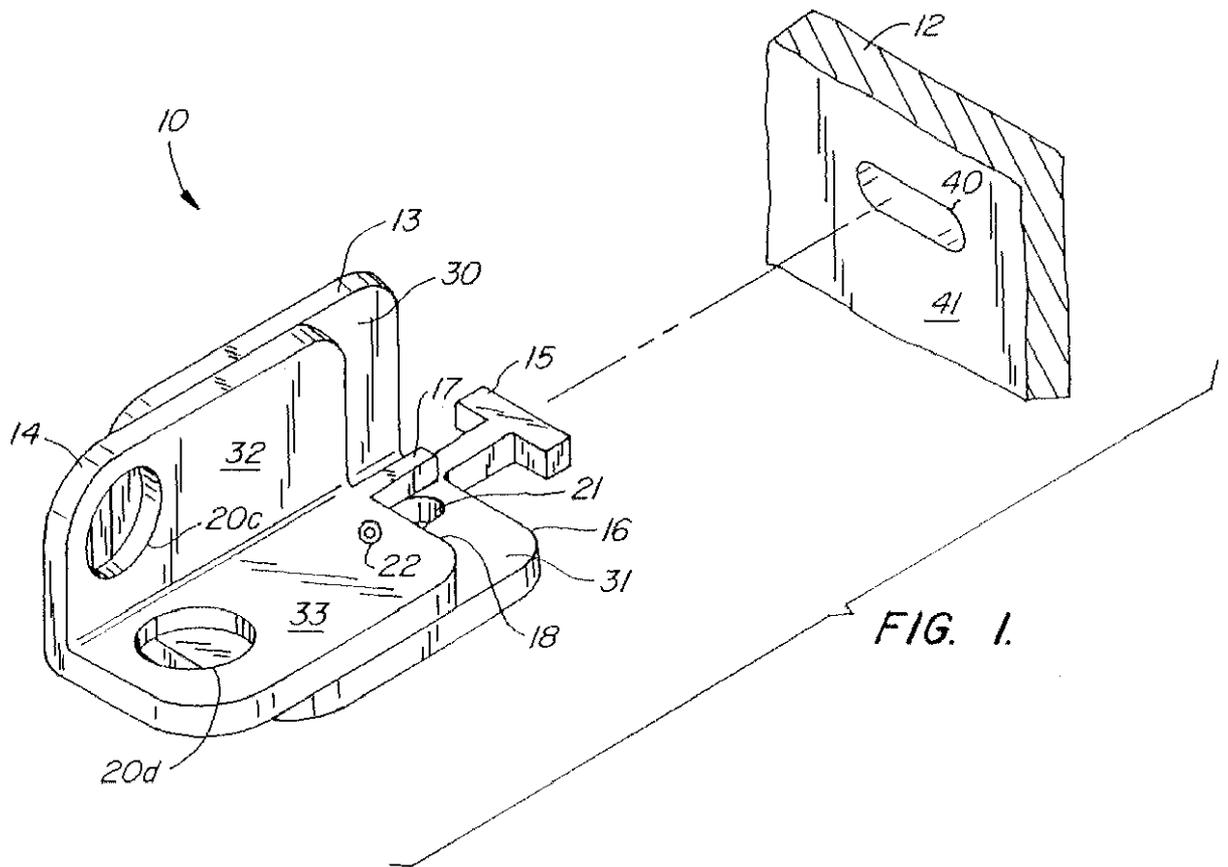
よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官 富 田 善 範

裁判官 大 鷹 一 郎

裁判官 田 中 芳 樹



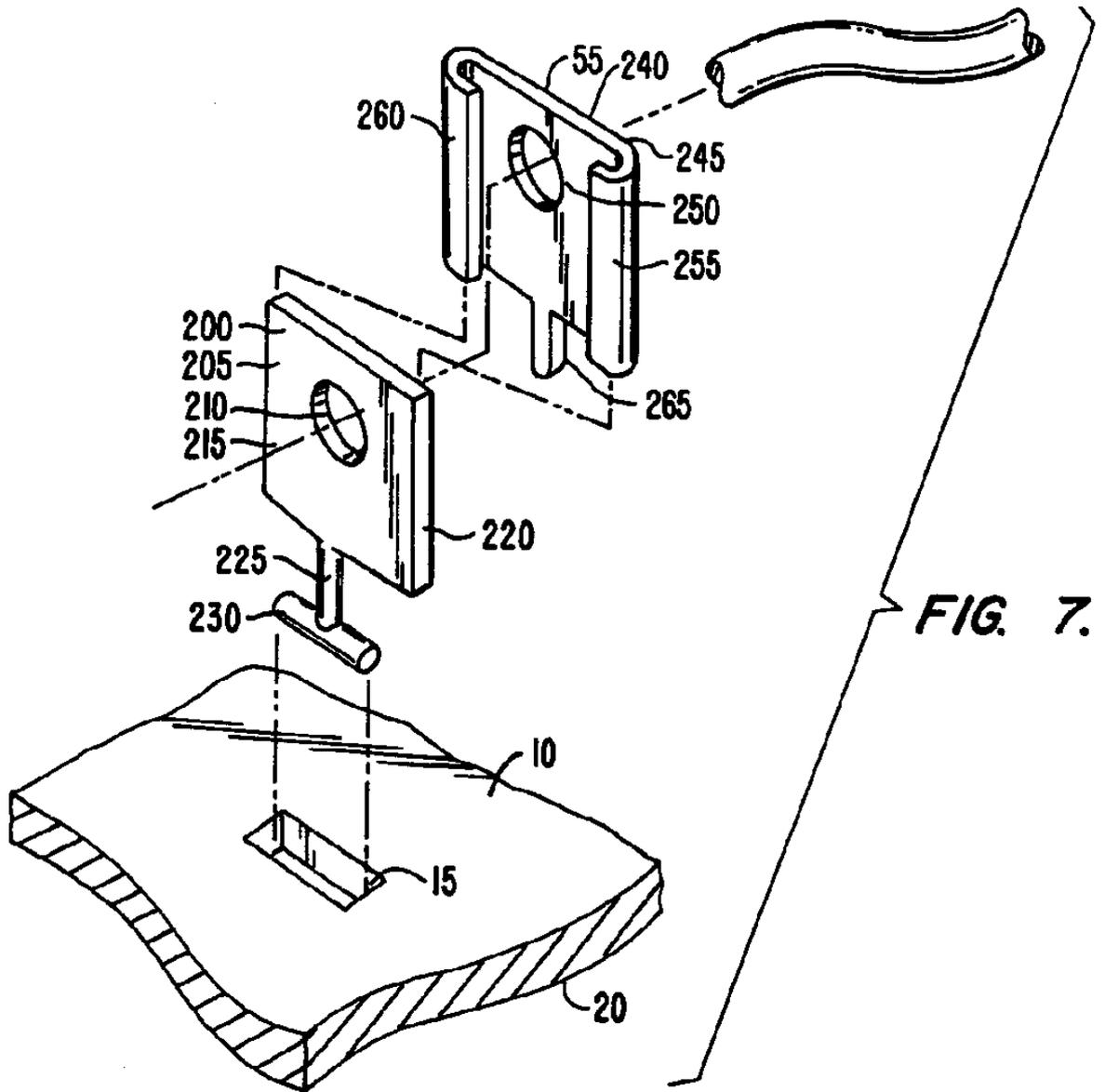


FIG. 9A

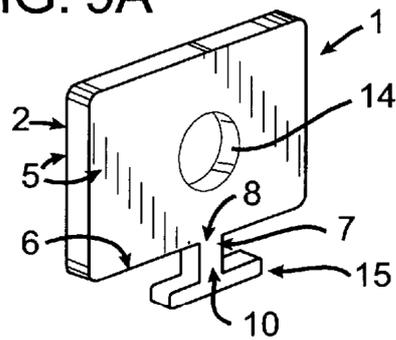


FIG. 9B

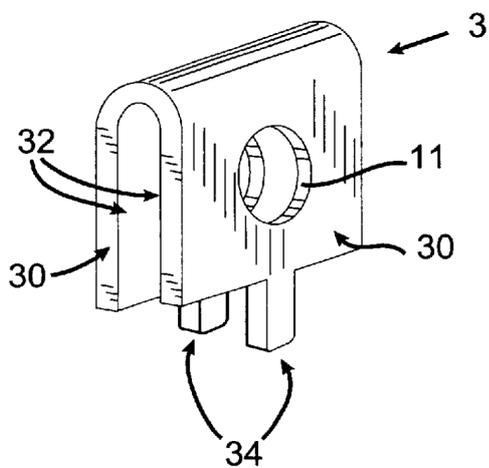
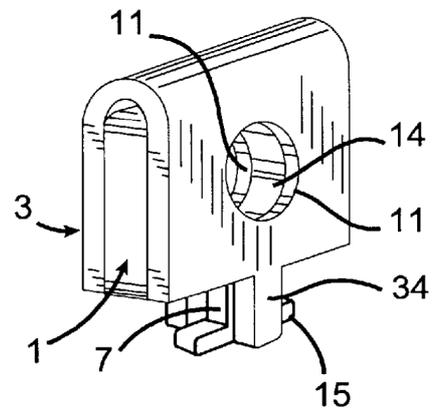
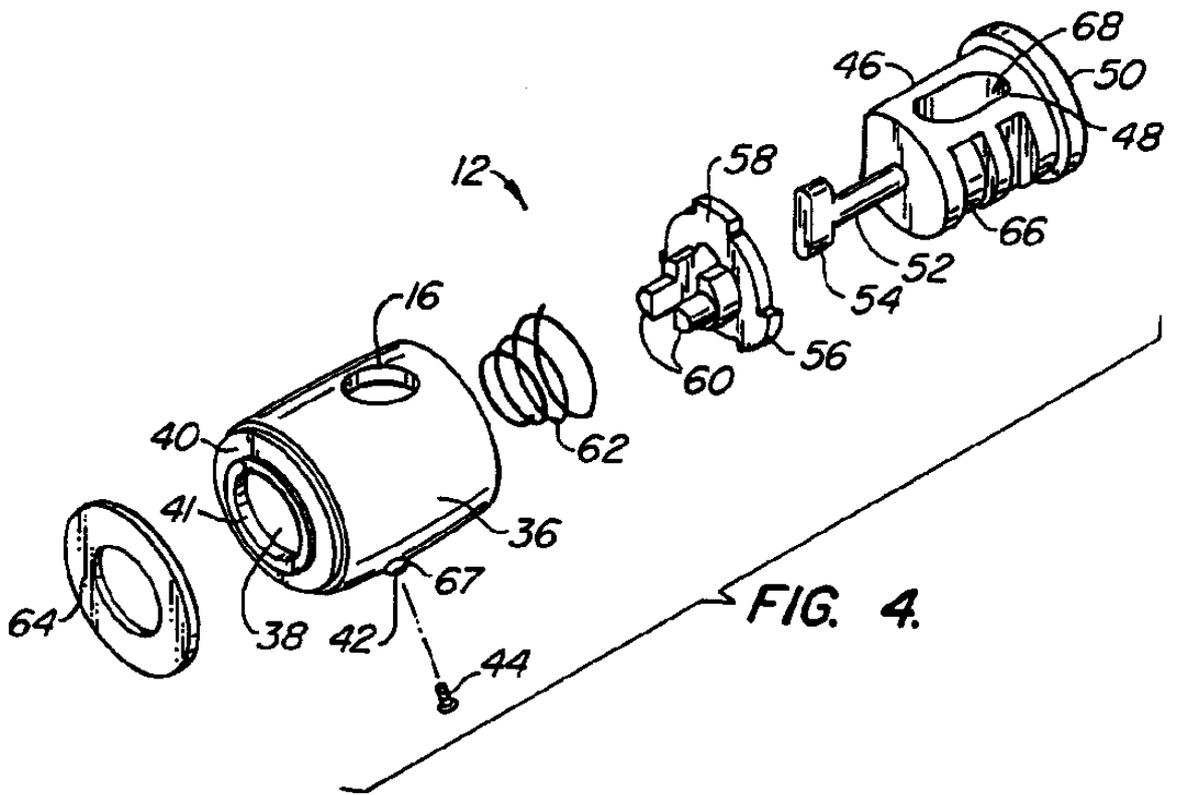
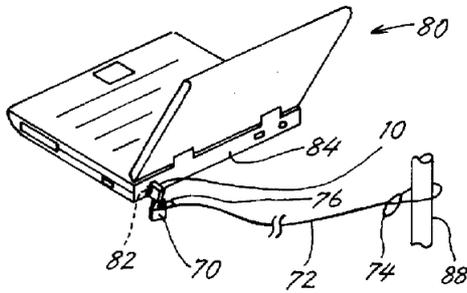


FIG. 9C

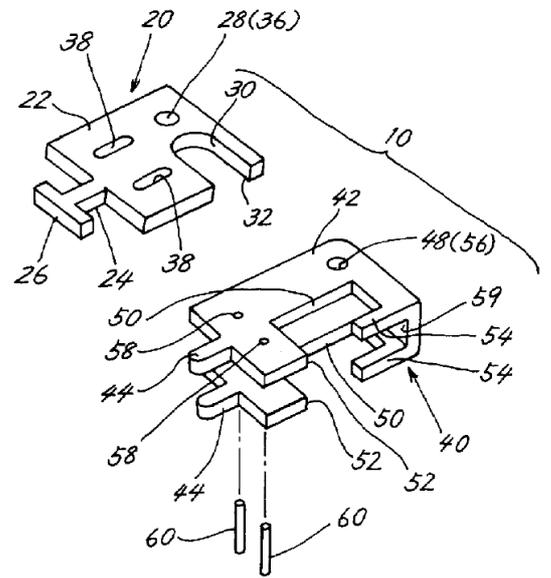




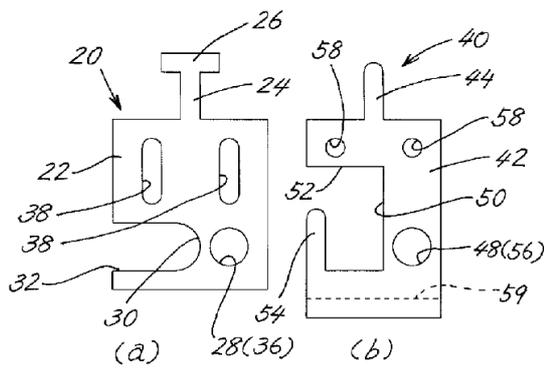
【図 1】



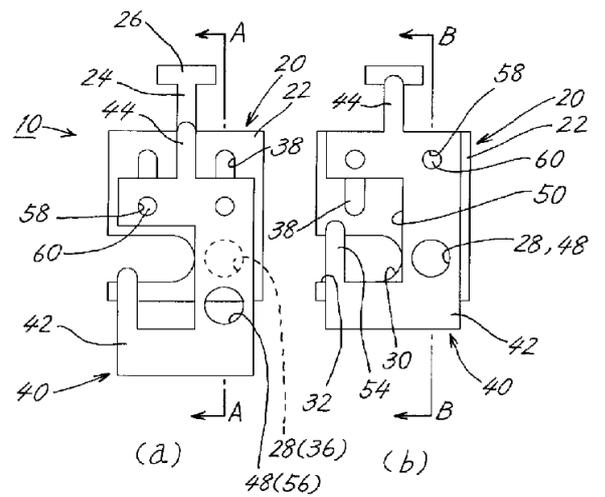
【図 2】



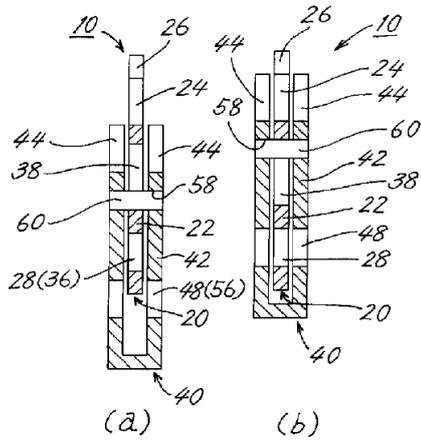
【図 3】



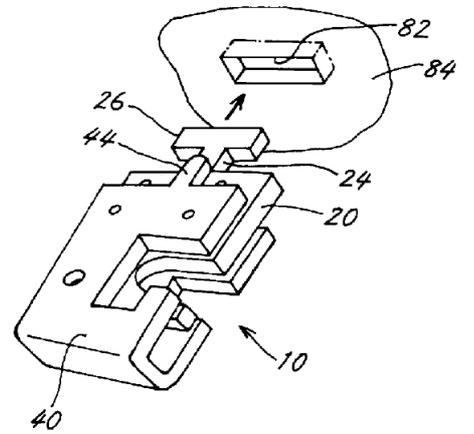
【図 4】



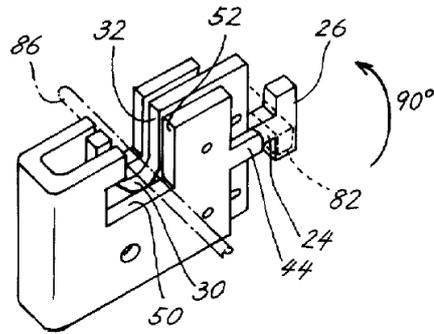
【図 5】



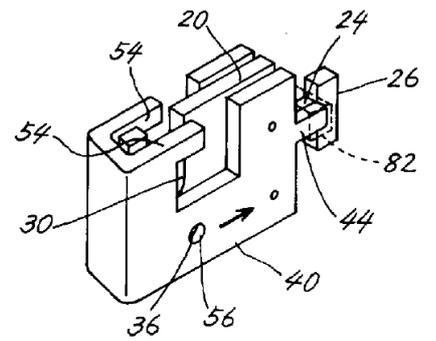
【図 6】



【図 7】



【図 8】



【図 9】

